

令和4年

総務委員会会議録

とき 令和4年12月22日

品川区議会

令和4年 品川区議会総務委員会

日 時 令和4年12月22日（木） 午前10時00分～午後2時5分
場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員 委員長 鈴木真澄君 副委員長 つる伸一郎君
委員 湯澤一貴君 委員 鈴木ひろ子君
委員 大倉たかひろ君 委員 吉田ゆみこ君
委員 須貝行宏君 委員 せらく真央君

出席説明員 和 氣 副 区 長 久 保 田 企 画 部 長
黒田計画推進担当部長 佐藤（憲）企画調整課長
（企画部財政課長事務取扱）
大澤広報広聴課長 宮澤情報推進課長
堀越総務部長 古 卷 参 事
（総務部総務課長事務取扱）
崎村人事課長 東野経理課長
（人材育成担当課長兼務）
鈴木選挙管理委員会事務局長 工藤区議会事務局長
立木保育課長 初貝保育教育運営担当課長
栗原河川下水道課長

○午前10時00分開会

○鈴木（真）委員長

ただいまより、総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、幹部職員紹介、議案審査、報告事項およびその他を予定しております。

また、議案審査に際し、保育課長、保育教育運営担当課長および河川下水道課長にもご同席いただきますので、あらかじめご了承ください。

本日もこれまでの委員会と同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更、アクリル板を設置するとともに、理事者の出席も必要最小限とし、所管する議題が終わり次第、ご退席いただきます。

また、審査の都合上、お手元に配付してございます審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて行います。

そのため、所管質問については会議の効率的運営の観点から、なるべくご配慮いただきたいと思っております。

その上でなお、ご発言をご希望される方は、今の時点でお申し出いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（真）委員長

なしということによろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（真）委員長

ありがとうございます。

それでは、本日も特に会議時間が長時間にならないよう、簡潔かつ効率的なご質疑にご協力をよろしくお願いいたします。

1 幹部職員紹介

○鈴木（真）委員長

初めに、予定表1、幹部職員紹介を議題に供します。

今回の委員会から、和氣副区長にご参加いただくことになりましたので、一言、自己紹介をお願いいたします。

○和氣副区長

おはようございます。副区長の和氣でございます。

今回から総務委員会に参加させていただくことになりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木（真）委員長

ありがとうございました。

これからどうぞよろしくお願いいたします。

以上で、本件を終了いたします。

2 議案審査

(6) 第112号議案 大井保育園改築工事請負契約

○鈴木（真）委員長

次に、予定表2、議案審査を行います。

冒頭に申しあげましたとおり、取り上げる順番を変更して行います。

初めに、(6)第112号議案、大井保育園改築工事請負契約を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○東野経理課長

おはようございます。それでは、議案審査(6)、第112号議案、大井保育園改築工事請負契約につきましてご説明いたします。

本日審査の第112号議案から第114号議案までの3議案につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条に基づきまして、契約の予定価格1億8,000万円以上の工事請負契約につき提案するものでございます。

恐れ入りますが、議案上程案件資料の2ページをお開きください。

契約方法は、制限付き一般競争入札でございます。

入札経過は、3ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。

2ページにお戻りいただきまして、契約金額は、消費税を含め7億7,880万円。

契約の相手方は、仲岡・小坂建設共同企業体、代表者、仲岡建設株式会社、代表取締役社長、中込守氏でございます。

支出科目は、令和4年度一般会計、令和5年度から令和6年度債務負担行為。

工期は、令和6年12月13日でございます。

おめくりいただきまして、4ページの工事の概要書をご覧ください。本工事は、大井保育園の老朽化に伴いまして、既存建物を解体し、新築するものでございます。

5ページに案内図と配置図、6ページから7ページに各階の平面図、8ページに立面図がございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○鈴木（真）委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木（ひ）委員

この大井保育園が老朽化に伴う改築というご説明でしたが、築何年なのか教えていただきたいと思えます。

それから、工期が令和6年12月13日ということなのですが、これはいつから始まるのか。また、仮園舎への移転とかというのはもう済んでいるのか、その点についても伺いたいと思えます。

それから、この計画の建物の図面の中で真ん中が空いているのは、ここは園庭になるのか、その点についてもお聞かせください。

○東野経理課長

それでは、工事所管の課長が、今日、不在ですので、私のほうから聞いている範囲でご説明させていただきます。

まず、築年数でございますが、大井保育園は1962年、昭和37年に建設されておりますので、

築60年経っているものでございます。

それから、工事の工程でございますが、令和5年4月から解体工事を始めまして、その後、基礎工事、建物の躯体工事等を行うということで聞いてございます。

それから、ちょうど南側のところ、真ん中のところ、空いている部分は、園庭の予定でございます。

○鈴木（ひ）委員

60年ということで、随分古い、老朽化ということになると思うのですがけれども、保育園の築年数が60年ぐらいというのは、ほかにも幾つかあるのか。そして、古い順番から建て替えていくのか、その点についてお聞かせいただきたいのと、この大井保育園は、令和7年4月からは民営化の方針が出されていると思うのですがけれども、そのこともあって改築されるということもあるのか、その点についても伺いたいと思います。

それから、この保育園の建て替え計画というのは、基本的に古い順番からやっていくという考え方でやっていくのか、その点についても伺いたいと思います。

それから、園庭なのですがけれども、前の議論を見ていたときに、人工芝とか、砂地だったりとか、そういうものが議論されているところがあったのですがけれども、この園庭はどういう形になるのか、その点についてもお聞かせください。

○初貝保育教育運営担当課長

幾つかご質問をいただきました。

まず、ほかの保育園で築年数というところがございますけれども、ほかにも60年程度経っている保育園は幾つかございます。荏原保育園でありましたり、中延保育園、そういったところがございます。

建て替えの順番というところなのですがけれども、どうしても保育園ですと、複合施設の性質があるところもございます。そういったところであったり、あとは、小学校と比べまして、要は小学校の校庭でいうと、保育園の園庭を使って建て替えということがなかなか難しいというところがございます。そういったところを勘案してということになりますので、順番に古いところからということとはなかなかうまくいかない、いろいろ調整をしながらやっていくというようなところになってございます。

あと、令和7年4月から民営化との関係というところがございますけれども、これは基本的に、先ほどご説明させていただいた建て替えは建て替えとして適切にやりながら、民間に関しては、それとはまた別に検討を進めていて、民営化を決定したというところがございます。

あとは、建て替えを計画的に進めていくというところがございますけれども、ほかの施設との関係であったり、そういったところを総合的に勘案しながら進めていくというところで考えております。

あとは、園庭に関しましては、今回、人工芝というところで予定をしております。

○鈴木（ひ）委員

これは契約なのであれなのですがけれども、保育園の仮の園舎をつくる場所が、なかなか確保できないと、建て替えを計画することもなかなか困難だと思うのですがけれども、多分、保育園は一斉に増えたというところがあると思うのです。そういうところでいえば、かなりこれから建て替えは計画していかなければならないと思うのですがけれども、そこら辺はどのように、今後、計画的に建て替えをしていくのかという考え方としては、どういう状況になっているのかも伺いたいと思います。

○初貝保育教育運営担当課長

建て替えの計画に関しましては、やはり施設の状況であったり、あとは、老朽度合いであったり、総

合的に判断しながら計画を順次進めてまいりたいと考えております。

○鈴木（真）委員長

ほかにございますでしょうか。

○吉田委員

保育園の工事のときは、私はいつも避難経路、2方向避難は確保されているのは当然だと思うのですが、これも、これ、1つは、避難滑り台というのは、3階からずっと回る感じなのですか。滑り台になっているのかと思うのですが、最低2方向避難だと思うのですが、この避難滑り台が1つなのかということの確認と、それから、ほかは一般的な昇降口といいたいでしょうか、出入口がもう1つというふうに考えるのか。ごめんなさい、私、図面の読み方がよく分かっていなくて、2方向避難がどういうふうに確保されているのかご説明いただきたいと思います。

○東野経理課長

こちらは、図面を見ていただきますと、左右、扇形に園舎が配置されてございます。2階、3階のところをご覧いただきますと、ちょうど端に当たる部分に階段の経路がございます。こちらで2か所の避難、2方向避難の経路を確保しているということになります。加えて、3階からの避難用の滑り台がありますので、計3か所の避難経路があるということになります。

○吉田委員

はい、分かりました。

保育園なので、大丈夫なのかなと思うのですが、一時、滑り台で避難するというものがよく造られたのですが、結構、その子の状況によっては、上体をきちんと確保して、すーっと滑っていくということが難しい子もいるということが言われるようになっていたのです。この保育園について、例えば、そういう障害のあるお子さんを受け入れるとか、そういうことだと、ちょっとこの滑り台型の避難は難しいこともあるのかなと思うのですが、そういうことは、あとは人員配置の保育士の補助とか、そういうことでカバーするという事なのではないでしょうか。

区立保育園ということであると、障害児も受け入れているかと思うのですが、その辺についてはどうなのでしょう。そういう子は下のほうの遊戯室に行くとか、そういう配慮がされているのか。その辺について伺いたいと思います。

○初貝保育教育運営担当課長

今、ご質問いただいた件でございまして、保育園のほうでは、定期的に避難訓練をやってございます。もちろん避難訓練というのは、個々のお子様の特性に合わせて、そこも配慮しながら十分行ってまいりますので、滑り台を使用するかどうかも含めて、運営の中できちんと計画を立てて、いざとなったときに対応できるように運営をしていきたいと考えております。

○吉田委員

必ずしも全部ハードの部分で確保する必要はないというふうに私も理解しているのですが、この滑り台型の避難ということについては、これは回っていく形だからいいのかと。よくシューッと滑ってしまうものは、上体が確保できない障害児とか障害者にとっては避難が難しいというふうに聞いたので確認させていただきました。その辺、運営上配慮されているということであれば結構だと思います。

○須貝委員

設備等は、エレベーターはもちろん、それから蓄電設備、太陽光発電、様々工夫をされていると思います。

ただ、契約金額、約7億7,800万円ということで、このような建物では費用がちょっと高いような気もするのですが、どこの部分に一番費用がかかっているのか、その点を教えてください。

○東野経理課長

こちらも聞いている範囲でお答えしたいと思います。

委員がおっしゃるところでいきますと、建設資材の高騰という部分に当たるものと思われます。直近でいきますと、一本橋保育園・児童センター改築工事請負契約があったのですが、こちらは令和4年第1回定例会の議決です。その頃と比べますと、約10%ほど高騰しているというような状況でございます。

建物の建築工事のところはかなりウエートを占めているというふうにご理解いただければと思います。

○須貝委員

最近のあれですから、物価も、確かに資材も高騰しているということは分かるのですが、年々、毎回審議すると、どんどん高騰しているような気がするので、積算は積算業者にお願いはしていると思うのですが、ちょっと気になる部分もあるのですが、いい施設を造っていただきたいと思います。

○せらく委員

ご説明いただき、ありがとうございます。

今回の大井保育園の建て替えに伴って、受け入れの児童の数などは増減があるのか伺いたいです。

また、図面に描いてある2階部分の幼児トイレの数なのですが、これは見た感じですと、3か所あると思いますが、今のところ、3・4・5歳児の人数が81名となっていて、児童に対してのトイレの数は、基準があるのかどうか、そこを伺いたいです。

○初貝保育教育運営担当課長

まず、定員のお話でございます。定員に関しましては、大井保育園は、今、131名でございますけれども、変わらず同じ定員で予定してございます。

あとは、トイレに関しましては、人数に応じてきちんと足りる数というような形の基準でやっておりまして、それは運営の中でありましたり、あとは設計の、そういったところで、今、ご指摘があったところの人数を十分にカバーできるというところで設定いたしまして、トイレの数を設けてございます。

○せらく委員

受け入れの人数は同じ131名ということで、かしこまりました。

この大井保育園は、0歳児の受け入れがないということで、1歳児からなのですがけれども、今、育休を延長される方も大分増えておりまして、0歳児が定員割れという保育園もあるというふう聞いています。その中で1歳児がかなり入園しづらいという状況だったので、もし今後、建て替えなどをする際には、1歳児の定員を増やしていただけるといいかなと、区民の皆様も安心して保育園を利用できるかなというふうに思いました。

幼児トイレの数なのですが、具体的な児童何人に対してトイレ何基という数字は出されていないのでしょうか。

○初貝保育教育運営担当課長

設置基準というところでは、ちょっと今、手元にあれなのですが、ただ、例えば指導検査の中で、そういったところのチェックという項目はあるというふうなところがございます。ただ、あとは、基準というか、やはりトイレに関して、園児がトイレをしたいときに十分にまかなえているというふうなところ

ろで、設計上は設けているところでございます。

○鈴木（真）委員長

ほかにごございますか。

では、私からお願いというか。

ここは前面道路がすごく狭いです。古い建物なので改築ができることはよかったのですが、前面道路が狭いのと、車の交差も、ほかの流れも分かれるところなので、大きな車が入る中で、車も台数が増えると思うのです。事故関係、どこの現場でもそうですけれども、なおさらここを気をつけていただきたいのと、西側が立会道路の遊歩道になっているところ、ここも結構人が歩いているのです。ですから、その辺、十分注意していただきたいということだけ要望させていただきますので、お願いいたします。

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

○湯澤委員

賛成です。

○つる副委員長

賛成です。

○鈴木（ひ）委員

賛成です。

令和7年4月からの民営化の方針が決まっていて、民営化に対しては反対ですけれども、保育園そのものは老朽化であり、改築そのものの工事請負契約ということなので、賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○吉田委員

賛成します。

○須貝委員

賛成します。

○せらく委員

賛成です。

○鈴木（真）委員長

それでは、これより第112号議案、大井保育園改築工事請負契約について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（真）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

保育課長および保育教育運営担当課長は、ここでご退席いただきまして結構でございます。ありがと

うございました。

(7) 第113号議案 第二戸越幹線整備工事（北品川特殊人孔等整備）請負契約

○鈴木（真）委員長

次に、(7)第113号議案、第二戸越幹線整備工事（北品川特殊人孔等整備）請負契約を議題に供しません。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○東野経理課長

それでは、議案審査(7)、第113号議案、第二戸越幹線整備工事（北品川特殊人孔等整備）請負契約につきましてご説明いたします。

資料は9ページをお開きください。

契約方法は、制限付き一般競争入札で、入札経過は、10ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。

9ページにお戻りいただきまして、契約金額は、消費税を含め7億3,249万円。

契約の相手方は、大成・鈴木建設共同企業体、代表者、大成建設株式会社東京支店、常務執行役員支店長、奥畑浩一郎氏でございます。

支出科目は、令和4年度一般会計、平和5年度から令和6年度債務負担行為。

工期は、令和7年2月28日でございます。

おめくりいただきまして、11ページの工事の概要書をご覧ください。本工事は、浸水被害軽減のため、下流部シールド発進立坑を特殊人孔として整備するほか、記載の工事を行うものでございます。

12ページに、案内図と断面略図がございます。

また、本工事は、東京都下水道局からの受託事業として行われるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○鈴木（真）委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○鈴木（ひ）委員

ちょっと教えていただきたいのですが、これ、特殊人孔等となっているのですが、立坑ですよ。シールドマシンを入れる立坑のことだと思うのですが、それでいいのでしょうか。「特殊」がつく理由は何なのか、伺いたいと思います。

それから、資料の地図で見ると、立坑からシールドマシンで入って、直角のような形で曲がって進むという形になっていると思うのですが、シールドマシンは、このような形で直角で曲がれるものなのか、そういう技術的なことの基本的なところを教えていただけたらと思います。

○栗原河川下水道課長

ご質問いただきました特殊人孔の特殊の意味ですが、人孔はマンホールを表しており、特殊というのは、マンホールの種類にも様々ございまして、既存のコンクリート製品を組み立てて設置する比較的深さの浅いマンホール、これを一般的な人孔、マンホールと呼んでおります。特殊人孔というのは、これは下水道局の表記でございまして、現場でコンクリートを打って、その現場に応じてコンクリート構造物として立ち上げるマンホール、これを特殊人孔という呼び方をしております。

また、シールドマシンでございますけれども、断面略図と案内図をご覧いただければと思うのですが、マシン自体は、立坑の下に据え付けて、子供の森公園隣接地から西品川公園に向かって、現在工事をしているものでございます。

直角というのは、どういう意味かあれですけれども……。

○鈴木（ひ）委員

こういう（直角で曲がるような）ルートになっていますよね。

○栗原河川下水道課長

案内図のほうですね。そこはカーブでございますが、90度に曲がるわけではなくて、案内図上こうなっていますけれども、実際にはカーブを描いて曲がっていくことになります。

○鈴木（ひ）委員

では、この図がもうちょっと緩やかという感じですね。

○栗原河川下水道課長

そうですね。実際には、もうちょっと緩やかな感じです。

○須貝委員

特殊人孔等整備ということで、ただ、立坑の工事がこれだけかかります、こういう整備をしますということで、まだこれからシールドマシンのほうは、次の議案のほうになるということですか。それとも、ここにシールド工事も、何mかは入っているということなのですか。「インバート工 延長960m」と書いてあるのですが、その辺を教えてください。

○栗原河川下水道課長

概要書の工程表をご覧いただければと思います。現在行っている工事は、下流部シールド工事というものでございまして、立坑からシールドを発進して、今、掘削しているところでございます。今回契約する工事は、そのシールド工事が終わった後に、立坑の中にマンホールを立ち上げる工事と併せて、シールドで掘ったところはほとんどコンクリートのセグメントなのですが、一部のカーブ区間では、鋼製のセグメントを使っています。そこを仕上げる工事、これを二次覆工といいます。こちらの工事と、トンネルの中にインバートといまして、人が通れるような平たい場所と、水が流れやすいように溝をコンクリートで造る工事が含まれているというものでございます。

○須貝委員

恐らく深さも大分、人孔等を造るということで、深く掘るのだと思うのですが、この辺は、地盤的に弱いような感じもするのですが、もちろん事前に調べていらっしゃると思うのですが、その辺は、安全度というのですか、どういうふうにお考えなのでしょうか。教えてください。

○栗原河川下水道課長

工事の前にはボーリング調査を行いまして、当該地層を調査しておりますが、シールド掘削の地盤に関しましては、N値が50以上の、非常に締まった地盤を掘削しているものでございます。そのため、比較的良好なところを、今、掘り進めている状況でございます。

○鈴木（真）委員長

ほかはございますか。

○つる副委員長

念のための確認で、10ページの番号2の辞退をされたほうの共同企業体ですが、ちょっと不勉強で分からなかったのですが、これ、大豊建設株式会社の代表取締役社長は、これは合っていますか。間

違っているのでは。

〔名前が違うのではないかと呼ぶ者あり〕

○つる副委員長

分かりますか。教えてください。

○東野経理課長

こちらは、代表取締役社長、法月嗣朗と記載してございます。

○つる副委員長

合っているのか、間違いないですか。

私も事前に資料を、こういう企業の役員とか、確認すればよかったです。大豊建設は、中央区にある大豊建設株式会社ですよね。私も前職のときによくお邪魔していた会社なのですが、代表取締役社長として法月さんのお名前があつて、もしくは、企業のそういう関係で社長も兼ねて、建築支店の代表取締役とかがあるのかなと思ったのです。これ、普通に考えたら、先ほどの審議にあつた大井保育園のほうで、番号2の法月建設株式会社の代表取締役社長と同名同姓なのかと思ったのですが、これは分かりますでしょうか。

○東野経理課長

申し訳ございません。今、ネットで調べましたところ、記載が間違つてございます。大豊建設株式会社は、森下様が代表取締役でございますので、資料を訂正させていただきたいと思ひます。

○つる副委員長

あと、ほかは恐らく誤記はないかなと、株式会社浅川組も東京支店とあつて、代表取締役が長谷川さんという形でお名前があつたりしますが、今回これは辞退をされた側のほうの共同企業体の記載であるかと思ひのですが、委員会前に私も気づいてお伝えできればよかったです。ちょっといろいろ今、審議の中で見せていただく中で、ふと思ひましたので、一応また改めて、ほかのところにもそういう記載の間違い等がないか、ぜひご確認いただければなと思ひます。

○吉田委員

11ページに工程表があります。それで、最終的には令和8年度のところで、ここに「※次年度以降発注予定」となっているのですけれども、工程表がここまでということは、工事の終了の見込みというか、予定は、この辺までというふうに思ひたいのでしょうか。地域の方たちから見ると、この工事はいつまで続くのかみたいなご意見を伺つて、私がすぐその場ではお答えできなかったのですが、確認させていただきます。

○栗原河川下水道課長

第二戸越幹線整備全体の完了予定は、現時点では、資料の工程表にお示しのとおり、令和8年度末を予定しております。

今回、北品川特殊人孔等整備を行う子供の森公園隣接地での工事は、本工事をもって終了いたしますので、こちらの工事は令和6年度まで。全体は令和8年度までですけれども、今回の子供の森公園隣接地での下水道工事に關しましては、令和6年度末を今のところは予定しているところでございます。

○吉田委員

はい、分かりました。お伝えするときには、工事ですので、あくまで予定ということで、また何かあると延びる可能性もあると思ひますけれども、めどを聞かれたので。

分かりました、ありがとうございます。

○大倉委員

今回の入札状況調書で、1、2とあって、一方が辞退ということで、実質1者で入札が行われているというところでは、あまり望ましい姿ではないのかなと思っているのですが、このことに関して、どうしてこういうふうになっているのかとか、もし分析とか、本来であったら、こういう形がいいとか、一般であれば、相見積りをいろいろなところからとって業者を選ぶとかということもあると思いますし、区の方でも、2者以上からとらなければいけないということも決まっていたかと思うのですが、その辺に関して教えてください。

○東野経理課長

今、委員からご指摘あった点でございますが、こちらは制限付き一般競争入札ですので、2者お申込みがあった時点で、入札については成り立っているという形になります。

ですが、実際、札入れの際に1者が辞退したということになりますので、入札自体は成り立っている状況ではございますが、1者ということになりますと、やはり競争性というところでは少し疑問があるかなというふうに感じられるのは否めないと思っております。

ただ、制度的には入札が成り立っている状況であるということには変わりないので、こちらは執行させていただいたというようなところでございます。

○大倉委員

制度上は、まず、制限付き一般競争入札で申込みが2者あって、そこで成り立って成立すると、もう1者が辞退しても成立となると、今後もしかしたらこういう可能性があるかなと思っているのですが、そうした場合も、今後もそういう形にならざるを得ない今の契約のやり方だという認識なのですが、今後そういうことがないようにするような手法も考えなければいけないのかなと、今お話を聞いていて思ったのです。望ましくないというご答弁だったので。そういったやり方とか契約の方法とかというのは、何か、今後、すみません、私は、全然今、何か提案とかできるようなものは持ち合わせがないのですが、そういうことについて教えていただければと思います。

○東野経理課長

1者で入札が成り立つのかという部分につきましては、過去にも議論があったところでございます。品川区だけではなく、他区の状況によりますと、1者の入札は認めていないというような区もあるということをお聞きしております。

品川区におきましては、あくまでも入札参加につきましては、各会社が自由に参加することができるということになりますので、それを認めた上で、結果として、こういう形だったということを受け止め、現在のような形で入札を認めているというものでございます。

○鈴木（真）委員長

ほかはございますか。

○つる副委員長

ごめんなさい、私、あまりこういうのは好きではないのですが、さっきの、2のところの株式会社浅川組東京支店の代表取締役も、この長谷川智和さんというお名前も、株式会社長谷川工務店の代表取締役のお名前ではないでしょうか。恐らく。

○東野経理課長

大変申し訳ございません。今ご指摘があったように、こちらは誤記になっておりますので、訂正させていただきます。

今後このようなことがないように、きちんとチェック体制をとりたいと思います。申し訳ございません。

○つる副委員長

あえて質疑という形でやらせていただきますが、そうすると、落札された共同企業体のところで、その中の共同企業体のほうの代表者名が、この議案のところに対応されてくるので、当然、委員会資料という立ち位置かと思うのですけれども、こういう公の資料として、やはり企業の方のお名前の、ましてやトップの方のお名前の記載というのは、これは恐らくこういう資料は一定程度のフォーマットというか、構文があって、先ほどの落札したとか辞退とか、いろいろ事由の質疑がありましたけれども、やはりすごくセンシティブな部分なのかなというところで、今日はあえて委員会の中のこういう形で指摘をさせていただきました。

3ページにはきちんと企業名と代表者名が間違いなく記載されていたりとか、あろうかと思いますが。なので、ぜひ後学のために、しっかりとそこは改めて、これまでしっかりされて、たまたま今回ということかというふうには思いますけれども、引き続きぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○鈴木（ひ）委員

建設委員会でも、報告事項として、この特殊人孔等整備についてという報告があるということで、その資料を見ていたときに、これはりんかい線と交差するのですか。りんかい線と、この第二戸越幹線との深さの位置関係がどうなっているのかということをお教えいただきたくて、資料を見ると、これは特殊人孔のほうは深さ33.2mということで、このシールドマシンの進む内径は3.5mということなのですが、りんかい線は、これに対してどれぐらいの深さのところにあるのか。りんかい線と第二戸越幹線との間は、どれぐらい開いているのか、その位置関係だけ教えてください。

○鈴木（真）委員長

今日の委員会は契約議案の審査なので、今の話は、明日の建設委員会での話になってくると思うのです。できれば、明日の建設委員会で確認していただければ、今日は契約の内容に絞りたいと思います。

○鈴木（ひ）委員

分かりました。

○鈴木（真）委員長

ほかはよろしいですか。

それでは、私も1点。

さっき吉田委員からお話がありました、完了時期は令和6年度ということだったのですが、完了後は、どういう形で、真っ平らになっているか。あとを使うために、何か残ってしまうものはないのでしょうかという確認だけ。

○栗原河川下水道課長

工事完了後は、隣接する公園の高さと同じ程度まで土を盛って、それで、本工事に関しては完了いたします。上に残るのは、出入りのためのマンホールの蓋、それから、資機材を投入したり設備を変えたり、中を掃除するための四角い蓋が数枚、それと水が入ってきたときに、管内の空気を抜くための空気抜き施設の蓋が上に出てきますけれども、大きさとしては直径1mもないようなものが上に残り、残りは基本的には地下に全て埋設されるというものでございます。

○鈴木（真）委員長

ほかにはよろしいでしょうか。

では、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

○湯澤委員

賛成します。

○つる副委員長

賛成します。

○鈴木（ひ）委員

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○吉田委員

賛成します。

○須貝委員

賛成します。

○せらく委員

賛成します。

○鈴木（真）委員長

それでは、これより第113号議案、第二戸越幹線整備工事（北品川特殊人孔等整備）請負契約を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（真）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(8) 第114号議案 第二戸越幹線整備工事（下流部シールド）請負契約の変更について

○鈴木（真）委員長

次に、(8)第114号議案、第二戸越幹線整備工事（下流部シールド）請負契約の変更についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○東野経理課長

それでは、議案審査(8)、第114号議案、第二戸越幹線整備工事（下流部シールド）請負契約の変更につきましてご説明いたします。

資料は13ページをご覧ください。

本件は、令和2年第4回定例会で議決をいただきました第二戸越幹線整備工事（下流部シールド）請負契約におきまして、工事内容の変更および賃金水準、物価水準の変動に伴う契約金額の変更を提案す

るものでございます。

契約の相手方は、大成・松本・鈴木建設共同企業体、代表者、大成建設株式会社東京支店、常務執行役員支店長、奥畑浩一郎氏。

支出科目は、令和2年度一般会計、令和3年度から令和5年度債務負担行為。

工期は、令和5年11月10日となります。

おめくりいただきまして、資料の14ページ、変更概要書をご覧ください。

まず、5にまいりまして、変更内容ですが、(1)の管きょ工（シールド工法）から(4)共通仮設費の工事内容の変更のほか、(5)品川区工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づくインフレスライド条項の適用ならびに(6)の工期の19日間延長でございます。

これによりまして、4の契約金額37億1,800万円を41億2,291万円とし、4億491万円の増額となります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○鈴木（真）委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○須貝委員

今回、契約金額が約10%増えるわけですが、インフレスライド条項は、人件費と資材でしょうが、やはり掘削とか、その他補助地盤改良工、こちらのほうが相当費用がかかってきたのかなというふうに思うのですが、今回どういうわけかこういうふうに大きく変更されたのか、何があったのか、教えてください。

あと、金額的にも、ここの割合が一番高額だとか、増えた理由ですとか、その辺も教えてください。

○栗原河川下水道課長

今回、金額が増えた大きな要因でございますけれども、まず1つが、管きょ工のうち、掘削泥土受入施設の変更がございます。これはシールドで掘削した泥土でございますが、こちらは産業廃棄物として再資源化施設に搬出してリサイクルされるのですけれども、そちらの再資源化施設の受入基準に基づく土壌試験の結果、一部の項目で土の成分の基準値が超過したため、ほかの再資源化施設に持って行って、別のリサイクルの方法を行って適切に処分するという事になったことが一番大きいものでございまして、泥土処分先の変更で3億4,000万円ほど、直接工事費で増えているというものでございます。

併せて、インフレスライドで増えているものに関しましては、こちらは約1億円でございます。

ほかは増減ございますが、大きい要因はこの2つでございます。

○吉田委員

先ほどのご説明で、環境アセスメントが必要な工事のあれを読むと、いろいろな、本来何か処理をしなければいけないものが出てきたら、何かそういう関係のアセスメントの結果がよく出ているのですけれども、そういう感じですか。やっぱり別の処理の方法が必要なものが、掘削して調べた結果、そういうものが出てきたので、それを適切に処理するための施設が変更になったという理解でよろしいのでしょうか。先ほどのご説明でそういうふうな受け止めたのですけれども、それで間違いないか、確認させていただきます。

○栗原河川下水道課長

シールドの掘削泥土でございますけれども、今回、産業廃棄物として民間の再資源化施設に運びます。

その中で基準値を超えていない泥土につきましては、セメント固化して粒の状態を調整して、流動化処理土などの建設資材として販売されてリサイクルされます。今回、基準値を超えた泥土につきましては、セメント固化した後にセメント工場に運ばれまして、石灰や粘土などと混ぜまして高温で焼かれて無害化処理し、セメント材料としてリサイクルされる、こういった過程の違いがございます。今回そういった基準を超えたものですから、別のところに搬出して、基準値超過泥土のほうがリサイクルに手間がかかりますので、その分の費用が発生したものでございます。

○吉田委員

大体私の理解で合っていたのだなと思ったのですが、1つだけ分からなかったのが、基準値を超えたというのは、何の基準値が何の基準を超えたのか、どういう物質が何の基準を超えたからというのを、もう1回説明していただけますか。

○栗原河川下水道課長

受入施設からこういった調査をしてほしいという話があって、受入施設のほうで決めている基準といましては、環境基本法に基づく土壤環境基準がございます。こちらの数値がございまして、今回、セレンと鉛とヒ素の数値が、受入施設で定める数値を超えているということでございます。

東京都の環境局、それから環境省の指定検査機関で検証していただいた結果、自然に存在する鉱物であり、そういったものが含まれていたということございまして、数字が少し高いということでございます。

○吉田委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

○鈴木（ひ）委員

今、リニア新幹線でも、かなり残土が出るということで、リニア新幹線は、全然産業廃棄物にはならないで、そのまま横浜のほうの埋立てに使うことができると、添加剤なども含めても、産業廃棄物にはならないということで説明を受けているのです。ここ（第二戸越幹線）のところは、初めからそういうふうに、ボーリング調査で産業廃棄物になるのだということで分かっていたのか、この土地の地盤のどうか、土の状況で産業廃棄物になったり、ならなかったりということなのか。リニアのほうはならないで、これがなるというところが、なぜ違うのかということが分からないのです。しかも、これで約3億4,000万円も新たな処理をするためにかかるということになる理由が、もうちょっと、ここは特殊なのかどうなのか、そこら辺のところを教えてください。

○栗原河川下水道課長

今回、泥土として搬出するのでございますけれども、建設発生土として埋め立てに使うというリニアの状況は我々どもも全て把握しているわけではないので、我々の状況でお話しさせていただきます。シールドを掘削するときには、地盤の土に添加剤等を混ぜて、掘削していきます。そのため、出てくる土は現場の土にそういったものが混ざった泥土として現場に出てきます。その泥土を泥土のまま我々の工事では産業廃棄物として処分しております。リニアのほうは、その土を現場のほうで何かしらの手を加えて、そういったところに出しているかもしれないのですが、その辺は我々は把握はしておりませんが、泥土として我々の工事では産業廃棄物として出しているということで、土地の地盤の状況によって変わるものではございません。

○鈴木（ひ）委員

添加剤を入れて泥土にして送り出すというふうな仕組みになっていますよね。それで、その添加剤を

入れても産業廃棄物にはならないというのが、産業廃棄物にならない添加剤を入れる、使うという、そういうリニアの説明なのです。その添加剤によって産業廃棄物になってしまうという。でも、先ほどの説明だと、もともとの土壌の状況が、鉛とか、砒素とか、それが自然の中に入っていたという、そういうご説明だったと思うのですけれども、それと添加剤との関係というのとは何か、添加剤によって産業廃棄物になってくるといふことなのか。そうではなくて、もともとの土壌が、先ほど言われた鉛とか砒素とかセレンとかが含まれているということであるのか、そこら辺のところを教えてください。

○鈴木（真）委員長

リニアは別な話になりますので、この委員会の所管の中での話をお答えいただけますか。

○栗原河川下水道課長

シールドで出てきた土は、掘るときに添加剤と水を混ぜますので、泥土として出てきます。この泥土は、我々は産業廃棄物として泥土の再資源化施設に送っています。セレンとかヒ素とか鉛とか、そういったものが含まれていようが、含まれてなかろうが、泥土として再資源化施設に送っています。今回は、その泥土の再資源化施設が変わったことで設計変更させていただいているということになります。

○鈴木（真）委員長

ほかはよろしいでしょうか。

では、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

○湯澤委員

賛成です。

○つる副委員長

賛成です。

○鈴木（ひ）委員

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○吉田委員

賛成します。

○須貝委員

賛成します。

○せらく委員

賛成します。

○鈴木（真）委員長

それでは、これより第114号議案、第二戸越幹線整備工事（下流部シールド）請負契約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（真）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

河川下水道課長は、ここでご退席いただきまして結構でございます。ありがとうございました。

3 報告事項

(2) 大井保育園改築機械設備工事請負契約

(3) 大井保育園改築電気設備工事請負契約

○鈴木（真）委員長

ここで一旦議案審査を終了し、次に、予定表3、報告事項を聴取いたします。

初めに、(2)大井保育園改築機械設備工事請負契約および(3)大井保育園改築電気設備工事請負契約につきましては、関連する内容のため、一括議題に供します。

本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○東野経理課長

それでは、報告事項の(2)および(3)につきまして、一括してご説明いたします。

本日報告の(2)および(3)の案件につきましては、9,000万円以上の工事請負契約につき、本委員会に報告するものでございます。

最初に、報告事項の(2)大井保育園改築機械設備工事請負契約でございます。

お手元の、報告案件資料の2ページをご覧ください。

契約方法は、制限付き一般競争入札で、入札経過は、3ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。

2ページにお戻りいただきまして、契約金額は、消費税を含め1億120万円。

契約の相手方は、大成温調株式会社、代表取締役社長、水谷憲一氏でございます。

支出科目は、令和4年度一般会計、令和5年度から令和6年度債務負担行為。

工期は、令和6年12月13日でございます。

おめくりいただきまして、4ページの工事の概要書をご覧ください。本工事は、大井保育園の改築に伴いまして、工事概要に記載の空調設備等の機械設備工事を行うものでございます。

続きまして、報告事項の(3)大井保育園改築電気設備工事請負契約でございます。

お手元の資料の5ページをご覧ください。

契約方法は、制限付き一般競争入札で、入札経過は、おめくりいただきまして、6ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。

5ページにお戻りいただきまして、契約金額は、消費税を含め1億5,180万円。

契約の相手方は、マスミ・コスモ建設共同企業体、代表者、株式会社マスミ電設、代表取締役、渡部弘太郎氏でございます。

支出科目は、令和4年度一般会計、令和5年度から令和6年度債務負担行為。

工期は、令和6年12月13日でございます。

おめくりいただき、7ページの工事の概要書をご覧ください。本工事は、大井保育園の改築に伴いまして、工事概要に記載の電気設備工事を行うものでございます。

○鈴木（真）委員長

説明が終わりました。

本件に対しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○吉田委員

空調設備の空調方式の個別空調方式というのは、全館一体型の空調ではなくて、それぞれのお部屋とか、そういうところを個別に空調する方式という理解でいいのでしょうか。間違っていたら教えてください。

○東野経理課長

こちらも聞いている範囲でお答えいたします。

今、委員がおっしゃったように、個別空調、園児によって必要な部屋だったりとかという部分がございますので、個別にも空調できるようにしているということ聞いてございます。

園内は全館の空調設備が効いているものでございますが、部屋によってはそういうものがついているという理解でよろしいかと思えます。

○吉田委員

ごめんなさい、一遍に聞けばよかったのですがけれども、給湯のほうで、局所給湯方式というの、それぞれのところで給湯されるというものなのか。例えばこういうものに対して局所の給湯になるのですというものをご説明いただくと理解が進むと思うのですがけれども、分かる範囲で教えてください。

○鈴木（真）委員長

経理課長、答えられますか。施設整備になってしまう部分なので。

○東野経理課長

聞いている範囲でお答えしたいと思います。

給湯設備につきましては、トイレの大人用の手洗い器および汚物流し、調理室水洗へガス給湯器からの給湯を行うもの、それから、事務室、休憩室、調理人トイレへ電気温水器からの給湯を行うもの、つまり、ガスと電気それぞれがあるということなので、多分、局所というような言い方をしているのだと思われま。

○鈴木（真）委員長

ほかによろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(1) 専決処分 of 報告について (報告第 20 号)

○鈴木（真）委員長

次に、(1)専決処分 of 報告について (報告第 20 号) を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○東野経理課長

それでは、報告事項(1)、報告第 20 号、契約金額の変更に関する専決処分につきまして、地方自治法第 180 条第 1 項の規定による議会の指定議決に基づき、同条第 2 項の規定によりご報告をいたします。

本件ですが、本年第 2 回区議会定例会におきまして、区長が専決処分できる事項としまして、議会の議決を得た工事または製造の請負契約に係る契約の変更で、その変更する金額が当該議決を得た契約金額の 100 分の 5 以内のものが新たに指定されたことに伴い、契約変更に当たり、区長の専決処分を行ったものでございます。

お手元の報告案件資料、8ページおよび9ページを併せてご覧ください。

(仮称)品川区立児童相談所新築その他工事請負契約の変更に係る専決処分でございます。

契約の相手方は、小川・加地建設共同企業体、代表者、株式会社小川組東京支店、支店長、村山正俊氏でございます。

契約金額は、議決を受けた変更前の金額が18億7,576万4,000円、変更後が18億7,989万6,370円で、413万2,370円の増額でございます。

なお、本契約は、当初の契約締結を令和3年第1回定例会でご議決いただいた後、令和3年第3回定例会で変更契約をご議決いただいております。よって、この議決された変更後の金額を専決処分が可能な割合の基準としております。

なお、増額分は、約0.22%のため、100分の5以内に該当してございます。

次に、今回の変更内容ですが、工期内の賃金または物価の急激な変動に対応するため、工事請負契約約款第25条第6項に規定するインフレスライド条項を適用したものでございます。

変更に当たりましては、令和4年10月31日付で区長の専決処分により変更契約を締結しております。

○鈴木（真）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

経理課長は、ここでご退席いただきまして結構でございます。ありがとうございました。

2 議案審査

- (1) 第102号議案 品川区情報公開・個人情報保護条例の一部を改正する条例
- (2) 第103号議案 品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 第104号議案 品川区個人情報の保護に関する法律施行条例
- (4) 第105号議案 品川区個人情報保護審議会条例

○鈴木（真）委員長

次に、再び予定表2、議案審査を行います。

(1)第102号議案、品川区情報公開・個人情報保護条例の一部を改正する条例から(4)第105号議案、品川区個人情報保護審議会条例までの4議案を一括して議題に供します。

これら4議案につきましては、関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○大澤広報広聴課長

第102号議案から第105号議案を一括して説明させていただきます。

別紙、新旧対照表、各議案資料のほかに、個人情報保護法改正に係る関係条例の改正等についての資料がございますので、併せてご覧ください。

初めに、1、改正の概要でございます。

社会全体のデジタル化に対応するため、個人情報の保護とデータの流通という2つの側面から、来年4月より個人情報の保護につきましては、改正される個人情報保護法により全国的なルールが適用されます。その上で、各自治体において、条例において規定することが認められている事項を定めるものです。

2、改正の内容です。

まず、第102号議案についてです。

①これまで条例で規定していた個人情報保護に係る記述については、法で規定されることになるため削除となります。それにより、条例名は、現行の「品川区情報公開・個人情報保護条例」から「品川区情報公開条例」に改めます。

次に、②の現行の「品川区情報公開等審議会」ですが、個人情報に係る審査請求の諮問はなくなるため、「品川区情報公開審議会」に名称を改めます。

③の情報公開に係る手数料ですが、こちらは条例で規定することが許容されており、閲覧等については無料といたします。

④の「品川区住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例」ですが、現行では、住基ネットの運用に関して、情報公開等審議会に諮ることとなっておりますが、法改正により、審議会への個別事案についての諮問はなくなるため、当該部分を削除いたします。

次に(2)、第103号議案の「品川区個人情報保護審議会」を新設いたしますが、委員の報酬につきましては、これまでの審議会と同額とするものです。

(3)、第104号議案についてです。

個人情報保護については、改正法に則って運用することになりますが、条例で定めることができる事項について規定しております。

規定する内容については、ページをおめくりいただきまして、①開示請求等の手続き、②開示請求に対する措置がございます。

③開示決定等の期限につきましては、法では30日以内となっておりますが、これまで区の条例では14日以内としていたことから、区民サービスの観点から、現行どおり14日といたします。

④の手数料につきましては、行政情報の公開と同様に、閲覧等は無料といたします。

また、審議会への意見聴取、運用状況の報告について規定いたします。

最後に(4)、第105号議案ですが、新たに品川区個人情報保護審議会を設け、個人情報保護に係る審査請求は、当審議会に諮ることといたします。

施行期日は、令和5年4月1日です。

○鈴木（真）委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木（ひ）委員

まず、第102号議案ですけれども、これまで情報公開で請求したときに手数料が300円かかっていたのが、300円がなくなるということは、これまでもずっと一貫して共産党としても求め続けてきていますので、これは本当に大歓迎です。

それで、これを見ていくと、基本的には実費のコピー代が50円以内で規則で定めるということではないのでしょうか。

以前もちょっと何かの機会に要望したことがあったのですけれども、コピー代が、白黒の場合、実質1円とか1円ちょっとぐらいでできると思うのです。カラーでも10円ちょっとぐらいでできると思うのです。カラーコピーは、今、70円とっているところが50円以内ということなので、今よりは下がると思うのですけれども、考え方として、実際に区でかかる実費とするのか、それともコンビニとかでやった場合の料金にするのか。それは規則で定めるということなのですけれども、私は、実質かかるお金の、そういう実費に近づけて、考え方としてそういうふうにぜひしていただきたいと思うのですが、その点も伺いたいと思います。

それからもう1つ、(新旧対照表の)32ページのところで、「ビデオテープ、録音テープその他規則で定めるもの」というのが、「1巻につき500円」というものが、今回、700円に上がっているのかなと思ったのですけれども、これはなぜ上がるのか。実際はどうか、その点についても、料金関係でお聞かせいただきたいと思います。

○大澤広報広聴課長

写しの手数料につきましては、今後、規則で定めていくということで考えております。

実費の考え方ですが、何をもって実費とするかというところで、紙代ですとか、コピーのトナー代、加えて人件費も実費に入れるかどうかという考え方で、いろいろなご議論があると思うのです。一応、人件費も入れて計算はしてみたのですが、50円よりは高くなるということで、実費の範囲内ということで、条例では50円の範囲でということで記載してございます。

あと、やはり東京都ですとか他区の状況を見ましても、白黒印刷が10円、カラー印刷が50円というのがほとんどの区の情勢でございますので、その辺を含めて、今後決めていきたいと考えております。

ビデオテープにつきましては、新旧対象表の改正前のほうの「1巻につき500円」というのは、これは視聴がこれまで500円かかっていた、加えて、写しの作成に要する実費相当額として、規則で700円になっております。今回、閲覧、視聴に関しては無料ということなので、その分がなくなって、作成に要する実費の700円というのは金額として変わっていないということでございます。

○鈴木(ひ)委員

手数料のコピー代の実費の部分なのですけれども、多分これまでとってきた300円というのも、人件費というふうな形で説明がされていたと思うのです。その300円がなくなるわけですから、実際のコピーにかかる紙代ですとか、トナー代ですとか、そういう形での実費ということで、考え方として、ぜひそうしていただくように、これは要望をさせていただきたいと思います。

それから、資料を見ていくと、住基ネットの(条例の新旧対照表の)1ページのところで、一番下のほうにある「意見の聴取」が丸々削除になっているのですけれども、こういうものが、今回は、もう一律のものにしていくということで、入らないという形にしていく方向でということで、これが削除されたのかと思うのです。これを入れることが許容されない、そういうことで削除されたのかと思うのですけれども、これまでは、住基ネットのこの意見の聴取というところで、審議会にかけられてきたものがあるのか。制度が変わるといふようなことによって、漏えいとか問題が生じたときもかけられるといふふうにならないのか、そこら辺のところはどう担保されていくのか。今までは審議会にかけられていたものが、意見を聞くものとするとなっていたものが、諮ることができない、意見を聞くことができないということになると思うのですけれども、そのことによって生じる問題はないのかどうか、伺いたいと思います。

それからあと、審議会なのですけれども、これまで審議会というのは、どういうふうにかかれてきた

のか、定期的に開かれていたということはあるのか。また、審査請求されたときに開くという形になっていたのか。その審議会のあり方についても教えていただきたいと思います。

○大澤広報広聴課長

住基ネットの運用に関することですか、個別の案件については、審議会には諮らないというのが法の趣旨ですので、そういった意味で、今回の条例からは削除ということになってございます。

ただ、審議会に関しましては、安全管理ですか、例えば条例の改廃ですか、運用の細則ですか、そういったことに関して審議会の意見を聴取することは条例で規定してございますので、今後も審議会への意見の聴取という姿勢は変わらないということでございます。

審議会の開催ですけれども、定期的ではなくて、審査請求があったときに開催するという形になってございます。

○鈴木（ひ）委員

そうすると、おおよそ年間何回ぐらい審議会が開催されてきたのかも伺いたいと思います。

そして、今回、こういう形で個人情報保護法に従って、保護法の施行条例という形になるわけですが、今回の個人情報保護法の施行条例というふうなことに対しては、審議会に対して、区として、いつどういう形で報告されて、どう議論してきたのか。その経過と、審議会で議論した回数や、そこで出された意見がどういう意見だったのかも伺いたいと思います。

この条例に対しては、審議会に対しては諮問して答申という形をとってきている自治体もすごく多いということで、そしてまた、素案等をパブリックコメントにかけられているところも多いということで書かれているものがあったのですけれども、そういうことは品川区としてはどうされたのか、また23区の状況とかも分かったら教えていただけたらと思います。

○大澤広報広聴課長

まず、審議会の開催数でございますが、大体平均して年に3回程度というところでございます。

個人情報保護法の改正につきましては、今年度、5月、7月、10月と、それに関して3回審議会に報告しているところでございます。

審議会での意見につきましては、やはりこれまで有料だった閲覧等の手数料について、無料にするという区からのご提案に関しまして、これまでの受益者負担という考え方はあるものの、時代の趨勢として今後は無料が望ましいのではないかというご意見を頂戴したところでございます。

パブリックコメントに関しては、幾つかの区で実施したということは私どもも認識してございますが、品川区の場合は、条例の改正に関しましては、区民の代表である議会でご審議をいただくということで、条例の改正に関するパブリックコメントは、これまでも実施していないということで、今回もパブリックコメントに関しては実施してございません。

○鈴木（ひ）委員

審議会の中で3回も、報告もされ、議論もされてきたのだなと思うのですけれども、これは今年に入ってからということで、その前の、いろいろと総務省から素案が出されたり、Q&Aが出されたりということで、去年、一昨年ぐらいから、そういう動きがあったと思うのですけれども、今年になって初めて審議会での検討がされるという状況になったという、そういう経過なのか。それと、今回、本当に個人情報保護法そのものが、かなり大きく変更されるという、個人情報をオープンデータ化していかうたりとか、そういうふうに大きく変更される法律になるわけですが、そういう法律そのものに対して、そこから区民の個人情報をどう保護していくとか、そういうところでの意見というのはなくて、

有料の手数料の問題ぐらいしか意見としては出されなかったのか、その点についても伺いたいと思います。

○大澤広報広聴課長

審議会での話し合いは、今年度に入ってからです。というのは、国からのガイドライン等が出るのが大分遅くて、それを把握してからでないと、区としての姿勢、方向性もなかなか定まらないということもございまして、今年度に入ってから審議会に報告したものでございます。

審議会での意見は、もちろん料金のことだけではないのですが、やはり個人情報を保護するために、委員のほうからは、区の考え方については審議会のほうに必ず報告するよという意見もございました。ただ、おおむね区の方向性について了承をしていただく意見が多かったので、審議会への意見聴取、先ほど申し上げたように、国の個人情報保護委員会の指導・助言を直接受ける部分以外の部分では、意見聴取をしたいという審議会への意見に関しましては了解をしているところでございます。

○鈴木（ひ）委員

またちょっと別のことになるのですが、今回の個人情報保護条例の中では、様々、本当に行政は、すごい区民の情報を持っているわけですが、その情報を匿名加工情報という形で、名前を分からないような形にして情報を提供するという、そういう仕組みが今回の個人情報保護法の中に入ってきたと思うのです。仮名加工情報と匿名加工情報という、本当に区民の膨大な情報を加工すれば提供できるという、そういう法律になったと思うのです。そのことに対しては、区としての考えは、どういう方向にしていくのか、その点についても伺いたいと思います。

それから、第75条で、個人情報ファイルの作成および公表をしなければならないということも書かれていたのですが、それは区としては、個人情報ファイル簿というのは、作成についてはどういうふうな状況になるのか、その点についても伺いたいと思います。

○大澤広報広聴課長

まず、仮名加工情報でございます。こちらは、自治体に関しては第三者に提供してはいけないというような規定がございますけれども、基本的に、民間の事業者が内部分析のために作成したものを行政機関に提供するというのが前提の規定なので、区が基本的に民間事業者から仮名加工情報を受け取るということは、ちょっと考えにくいのです。何かのあれで受け取った場合も、それは区がどこかに提供してはいけないという規定でございますので、区に関して、仮名加工情報を扱うことはほぼないというふうに認識してございます。

匿名加工情報のほうは、今のところ、都のほうには義務づけがございますけれども、区のレベルでは導入が任意になってございますので、区としては、現在のところ、導入する考えはございません。導入する場合は、条例の改正になりますので、審議会に意見聴取をしたりとか、そういうことが必要になってくるということでございます。

個人情報ファイル簿につきましては、現在も作成してございまして、区政資料コーナー等で公表してございます。今後はホームページへの公表が義務づけになります。それは法で決まっておりますので、来年度からはホームページに公表しますが、ファイル簿というのは目次みたいなものですので、そのものに個人情報が入っているわけではございません。

○鈴木（ひ）委員

それは1,000人未満の情報も含まれる個人情報取扱事務登録簿というものが多くの自治体で作成しているとあったのですが、品川区の場合は、1,000人未満の情報も含まれるものではなく

て、1,000人以上ということでの個人情報ファイル簿が作成されていて、ホームページで公表するということになるのか、その点についても伺いたいと思います。

これはそうすると、もう来年の4月から公表するという形になるのか、その時期についても伺いたいと思います。

それから、私も仕組みとしていまひとつよく分からない部分があるのですが、オンライン結合の制限というので、オンライン結合に関して、これを制限する規定を置く条例を持つ自治体が、94%近くあると書いてあったのですが、このオンライン結合制限というのは、品川区は、これまでの条例はどうだったのか、これからはどうなっていくのか、その点についても教えていただきたいと思います。

○大澤広報広聴課長

個人情報ファイル簿は、これまでの区の条例ですと、500人以上の場合に個人情報ファイルを作って公表していたのですが、国の改正法で1,000人以上になっていますので、そこに合わせて作成することになります。が、具体的に500人から1,000人になっても、ファイル簿の種類が実際的に変わることはちょっと考えにくいので、ほぼ今のままのファイル簿になっていると思います。

例えば、何かの補助金を受けている区民が2万人いたら、その何とかの補助金は2万人いますというようなファイル簿です。今も公表しているので、特にそれによって大きな混乱が生じるとは考えづらいかなというふうに思っています。

ホームページの掲載につきましては、できるだけ早く、来年度とは思っていますが、今この時点で、いつホームページにアップできるかというのは、ちょっと明言できないところでございます。

オンライン結合につきましては、これまで審議会にお諮りしてという事柄でしたけれども、これについても個別案件の諮問はしなくなりますので、国の法に則って行っていくという考え方になります。

○鈴木（ひ）委員

国の法に従ってオンライン結合していくということは、具体的にどういうふうになるのか、分かりやすく教えていただけたらと思います。

○大澤広報広聴課長

考え方としては、漏えい等がないように、これまでと同等に厳格な制限の下に結合していくという考え方でよろしいかと思います。

○吉田委員

すみません、難しいことが多くて、うまく聞けるかちょっと自信がないのですが、

この第102号議案に関して言えば、要は、今まで、情報公開と個人情報保護の条例があったものに対して、個人情報保護が法に規定されるということから、その部分はまだ条例はつくらないという理解でいいのでしょうか。このことは生活者ネットワークとしてはすごく問題に思っていて、法ができた以上、法を超えるような条例があってはならないと思うのですが、やはり法はあったとして、その下に地方自治の観点から条例を持っているというのはいろいろあるわけで、その辺は、あってしかるべきなのではないかなと思っています。

そもそも生活者ネットワークは、もう20年以上前になると思うのですが、品川区の場合、情報公開と個人情報保護が一緒の条例であるということについて、反対の立場をとっていたと思います。それぞれ情報公開も必要だし、個人情報保護も必要で、条例に定めることは異議がなかったのですが、それを1つの条例として、名称も情報公開と個人情報保護というところで1つにしてしまうとい

うことについて反対をしてきたかと思います。

それが今回、情報公開条例となるわけですね。そのことはいいと思うのですけれども、個人情報保護ということも、法の下に則った条例があつてしかるべきではないかなというふうに思うのです。もちろん、ここはもう法に全部従うとあつたとしても、それ以外の許されている部分はいろいろあるにもかかわらず、ここで一律にそれをつくらないということについての品川区の考え方。そういう自治体もあるだろうということを前提の下に、それぞれの自治体の態度はしっかり確認していこうねというふうに私たちは考えているので、考え方を教えていただきたいと思います。

先ほど鈴木ひろ子委員からもありましたけれど、閲覧の手数料については、もうずっと反対をしておりましたし、今回、一般質問でもそれは取り上げましたので、このこと自体は大変賛成なのですけれども、個人情報保護法にくっついて、もう条例はつくらないということなのか、その考え方について改めて確認したいと思いますがいかがでしょうか。

○大澤広報広聴課長

個人情報保護自体が、個人情報保護法に則って運用されることとなりますので、法の趣旨や目的に照らしまして、条例で定めることが必要な事項とか、条例で定めることが許容されている事項につきましては、第104号議案の法律施行条例の中に落とし込んでおります。

また、今後、規則や運用の中で、やはりこれまでの個人情報保護、区がやってきたことに関しましては、そのレベルが下がらないように努力していくつもりでおります。

○吉田委員

ほかにも法律で決められていることについて、自治体の決めることが許される範囲できちんと条例として位置づけているものはあると思います。それが全部施行条例になっているという認識は、生活者ネットワークとしては持っていないのですけれども、これに関して、全部この部分の条例をなくすということについてのお考えを伺ったのです。もし繰り返しになるようだったら、もうそれで、そういう考え方なのですねということなのですが、もうそういうことは一切決めていかないということなのでしょうか。

○大澤広報広聴課長

今回、条例の中で削除している個人情報の部分ですけれども、削除しているほとんどのものに関しましては、法のほうでほぼ同等の規定がございますので、法に則ってやっていくという考え方で進めてまいります。

○吉田委員

はい、分かりました。

ただ、やっぱり条例は、その上位の法があるから、もうそれで全部必要がないというものではないと思います。自治のことを考えれば、ほかにもいろいろありますし、品川区としては、やっぱり個人情報保護という視点で自治体としての条例は生活者ネットワークとしては定めるべきと思っています。

繰り返しになりますが、この閲覧の手数料ということについては賛成なのですけれども、やはりきちんとその辺、個人情報保護に関する条例も定めるべきということを改めて主張させていただきたいと思います。

○鈴木（真）委員長

ほかによろしいでしょうか。

○つる副委員長

第104号の法律施行条例のところなのですが、第8条の「審議会への意見聴取等」のところ、議案の記載が一番主であるかと思うのですが、委員会資料の2ページの⑤の一番最後の記述のところ、「品川区個人情報保護審議会に意見を聴くことができることができる規定を設ける」と、こうあるのですが、どういう意味か教えてください。「聴くことができることができる」と。だけど、議案のほうでは、「意見を聴くことができる」なのです。これについて教えてください。

○大澤広報広聴課長

多分、できる規定という言葉を使いたくて、こういう表記になってしまったのですが、ちょっと分かりづらくて申し訳ありません。特に深い意図はございません。

○つる副委員長

いわゆるよくある言葉でいう「できる規定」ですということの表現で、条例上の言葉は、当然すっきり「意見を聴くことができる」となっていて、委員会資料のほうでは「できることができる規定」に、ちょっと繰り返しのようになっている。今のご説明で確認させていただきました。ありがとうございます。

○鈴木（ひ）委員

匿名加工情報についてなのですが、今回は匿名加工情報は区としては行わないということなのです。今回、この個人情報保護法そのものに共産党は反対という態度ですけれども、その中で求めているのが、匿名加工情報というような形で、本当に膨大な自治体の情報を活用していくという、そういう狙いがあると思うのです。そういうことなので、私は、今回、品川区がこれを行わないということはよかったと思っているのですが、今後も行わないという方向なのか。行わない理由と、23区の状況も教えていただきたいのと、これを今後検討するとか、今後の見通しは、どう考えられているのか、どういう状況になったときに行うことを検討するのか。そこら辺のところをもうちょっと詳しく、ここは本当に一番の肝の部分かなというふうに思いますので、その点をお聞かせいただけたらと思います。

○大澤広報広聴課長

現在、得ている情報の中では、23区の中で導入するというお話は、今のところ、聞いてはございません。区のレベルでも、義務づけられた場合はやらざるを得ませんので、そのときにはやります。

考え方としては、まだ都も来年度からということで、どういうことになるのか、ちょっと私どもに見えていないところもございますし、現段階では、これを導入することによる区や区民へのメリットは、今のところ見えてはございませんので、特にこれを義務化されていない中で導入するという考えには至っていないというのが現在の考え方でございます。

○鈴木（ひ）委員

本当に国がこれからどういうことを狙ってくるかというところがあると思うのですが、本当にこれは本人の同意を得ずに第三者に提供して目的外利用が可能になっていくという、そういう中身のもので、区が義務づけられない限りは行わないということでの確認をさせていただきたいと思います。そういうふうに答弁をいただきましたので、そのことは確認をさせていただきたいと思いますし、義務づけられるような方向が出たときも、ぜひ反対の声を国のほうに言っていただきたいと要望もさせていただきたいと思います。

○鈴木（真）委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず、第102号議案、品川区情報公開・個人情報保護条例の一部を改正する

条例について、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

○湯澤委員

賛成です。

○つる副委員長

賛成です。

○鈴木（ひ）委員

この問題については、個人情報保護が切り離されて情報公開条例だけになったということと、あとは300円の手数料がなくなったということですので、賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○吉田委員

品川・生活者ネットワークとしては、反対をいたします。

先ほど、鈴木ひろ子委員もおっしゃった評価すべき点は同じです。手数料が無料になったということと、それから、これが切り離されて1つの情報公開条例になったということについては、いいと思うのですが、やっぱり先ほどやり取りを聞いていても、法のほうではあっても、品川区独自の判断で、これはやらないというものもあるわけです。そういうことについて、きちんと条例で定めておくべきということなので、法に則ってやったとしても、それに則った自治としての条例はあってしかるべきだと思います。全体で言うと、第102号議案には反対せざるを得ないというふうに考えて、反対をいたします。

○須貝委員

賛成します。

○せらく委員

賛成です。

○鈴木（真）委員長

それでは、これより第102号議案、品川区情報公開・個人情報保護条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

○鈴木（真）委員長

賛成多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第103号議案、品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

○湯澤委員

賛成です。

○つる副委員長

賛成です。

○鈴木（ひ）委員

反対です。

これは、本当であれば第104号議案のほうが先にくると分かりやすいと思ったのですが、第104号議案が個人情報の保護に関する法律施行条例ということで、第104号議案のところで、また改めてこの条例の反対理由は述べたいと思いますけれども、これに基づいてこの審議会がつけられて、その審議会の報酬が規定されているというものですので、第103号議案に対しては反対です。

○大倉委員

賛成です。

○吉田委員

品川・生活者ネットワークとしては、この審議会がつけられてしまうというか、そういうことについて、その手続きの問題として、審議会に関わる人たちの報酬が決まることについては、賛成せざるを得ないというか、賛成をいたします。

○須貝委員

賛成します。

○せらく委員

賛成です。

○鈴木（真）委員長

それでは、これより第103号議案、品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○鈴木（真）委員長

賛成多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第104号議案、品川区個人情報の保護に関する法律施行条例について、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

○湯澤委員

賛成です。

○つる副委員長

賛成です。

○鈴木（ひ）委員

反対です。

これはこれまでの個人情報の保護というところが法律そのものの中で大きくゆがめられて、自治体などが持っている大きな個人情報が第三者に、本人の同意を得ずに提供されたり、目的外利用が可能になったり、様々な問題を含んでいると思います。そもそもプライバシーを守る権利は憲法が保障する基本的人権として守られなければならないわけですが、それを大きく変えてしまう法律ということ

ですので、その法律の施行条例という形で全国一斉にそういうことで縛りをつけるという中身の条例を国が求めてつくるといふものですので、条例に対しては反対です。

○大倉委員

賛成です。

○吉田委員

先ほど、第102号議案のときも申しましたけれども、基本的には、個人情報保護に関しても、法律の施行条例という形ではなく、品川区として、これについては国の法律の範囲内で自治としてやっていくといふものを定めるべきといふというのが私たちの主張ですので、この法律施行条例という形には反対です。

○須貝委員

賛成します。

○せらく委員

賛成です。

○鈴木（真）委員長

それでは、これより第104号議案、品川区個人情報の保護に関する法律施行条例について採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

○鈴木（真）委員長

賛成多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

最後に、第105号議案、品川区個人情報保護審議会条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

○湯澤委員

賛成です。

○つる副委員長

賛成です。

○鈴木（ひ）委員

反対です。

これも個人情報の保護に関する法律施行条例に基づいて、この審議会が設置されるものですので、法律そのものを反対し、またその施行条例に反対していますので、この審議会条例にも反対です。

○大倉委員

賛成です。

○吉田委員

品川・生活者ネットワークとしても、個人情報保護の第102号議案と、それから施行条例としての第104号議案に反対をしておりますので、その下の個人情報保護審議会条例にも反対いたします。

○須貝委員

賛成します。

○せらく委員

賛成です。

○鈴木（真）委員長

それでは、これより第105号議案、品川区個人情報保護審議会条例について採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○鈴木（真）委員長

賛成者多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時51分休憩

○午後1時00分再開

○鈴木（真）委員長

ただいまより、総務委員会を再開いたします。

(5) 第106号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

○鈴木（真）委員長

次に、(5)第106号議案、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○崎村人事課長

それでは、私から、第106号議案、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、お手元の資料に基づき説明をさせていただきます。

初めに、1の概要でございます。

本年10月1日から特別区のフルタイム会計年度任用職員等に当たります国家公務員の期間業務職員における退職手当の支給要件が一部緩和されたことを踏まえまして、国家公務員との均衡を図るため、区においても同様の改正を行うというものでございます。

次に、2の改正内容でございます。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例第2条第2項に、退職手当の支給要件といたしまして、「常時勤務を要する職員、常勤職員について、定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で」、「引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの」という規定がございます。この「18日以上」という要件につきまして、週休日、休日、代休日等を除く1か月間の勤務日数が20日に満たない場合には、20日と、この当該20日に満たない日数との差に相当する日数を、この18日から減じた日数以上とするというものでございます。これを条例上では「職員みなし日数」と呼ぶこととしております。

口頭の説明だけですとなかなかイメージが付きにくいと思いますので、その下の参考例をご覧いた

だければと思います。

まず、①の1か月の勤務日数が20日に満たない場合ですが、来年2月のカレンダーをご覧くださいますと、祝日がある関係で、勤務日数は、下線が引いてある日の合計19日となっております。この場合、②の計算式といたしまして、20日と20日に満たない日数、ここでは19日になりますが、その差に相当する日数が1日ということになります。そして③の計算式といたしまして、18日から、この②で算出いたしました1日を減じた日数、17日という数字が出てまいります。したがって、この令和5年2月については、この18日以上という要件が17日以上に緩和されるというものでございます。

冒頭ご説明いたしましたように、国家公務員の期間業務職員についても同様の内容で改正されてございます。

最後に、3の施行期日でございます。国は、本年10月1日から制度改正が行われているところですが、本条例については、公布の日から施行するというものでございます。

その上にありますように、区においては対象となる職員がおりませんので、この改正により影響を受ける職員はございません。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○鈴木（真）委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木（ひ）委員

品川区では、フルタイムの会計年度任用職員はいないということなのですが、23区の中では、そういう働き方がある区もあるのでしょうか。

また、今回のこの条例で、品川区には、会計年度任用職員でフルタイムの方はいないのだなというふうに思ったのですが、なぜ会計年度任用職員の方でフルタイムという方がいないのか。フルタイムのほうが、こういう退職金とかも出たりとかということで、フルタイムを希望すれば、そういう働き方があってもいいのかなと思うのですが、そういう希望する方はいないのか、その辺のところを教えてください。

○崎村人事課長

フルタイムの会計年度任用職員ですが、23区、特に現在の数字は把握していませんが、この会計年度任用職員制度が開始となりました令和2年4月当初では、2区がフルタイムの会計年度任用職員を任用していたと聞いております。

また、なぜ区でフルタイムがないのかということですが、この令和2年4月の会計年度任用職員への移行の前が、従前の非常勤職員制度を踏襲した形で実施をしたところですが、その際もフルタイムの非常勤職員はおらず、それを踏襲して、会計年度任用職員についてはパートタイムのみとさせていただいたところがございます。フルタイムということであれば、原則、任期の定めのない非常勤職員を配置するのが妥当であるというふうに考えておりますので、区としては、現在、フルタイムの会計年度任用職員を採用するという予定はございません。

また、会計年度任用職員の方にフルタイムの希望があるかどうかを聞いたことがあるかというご質問だったので、これまでの経過といたしますが、当然、非常勤の方々はパートタイムでやられていたということで、フルタイムを希望するかどうかということ聞いたことはございません。

○鈴木（ひ）委員

職場によって、ほぼ会計年度任用職員の方でされているという職場があると思うのです。例えば、暮らし・しごと応援センターの相談員の方ですとか、生活福祉課の生活保護の初めの相談のところも会計年度任用職員の方が多いような気がするのですが、そういう方は専門職で、その場所で長い間働き続けたいという思いを持っていらっしゃるのかなという気がするのです。会計年度任用職員の賃金は上がらないし、条件としてはかなり厳しい条件だと思うのです。そういうところで、2区がやっているということであれば、希望すればフルタイムの会計年度任用職員というのがあって、希望すれば希望に応えるという働き方があってもいいのかなと思うのですが、そのところの区のお考え方はいかがでしょうか。

○崎村人事課長

この会計年度任用職員制度については、本人の希望によって、フルタイムかパートタイムを選べるかというよりも、区として、その職の設置の必要性に応じて、会計年度任用職員を配置するかどうかということを決めるところになりますので、今の委員のお話ですと、本人の希望によってフルタイムが選べるというような、そういう制度ではないということは、まずご理解をいただきたいというふうに考えております。

先ほど申し上げましたとおり、フルタイムについては、基本的には任期の定めのない、我々のような常勤職員を配置して業務に当たるというのが適切ではないかというふうに考えているところでございます。

○鈴木（ひ）委員

多様な働き方がいろいろなところでされていると思うのですが、そういうところで会計年度任用職員の方にはかなり頼っている部分が、区の中でも3分の1ぐらいが会計年度任用職員という、体制的にもそういうことがあると思うのです。ここの労働条件としては、決していい労働条件とは言えないような状況があると思うのです。賃金の定期昇給はないですし、退職金もないわけですから。そういった意味では、こういう退職金が保障されるというのであれば、私はぜひ会計年度任用職員のフルタイムも、希望すれば選べる、また、この会計年度任用職員の待遇改善は、今後取り組んでいただきたいというふうに思います。要望です。

○鈴木（真）委員長

ほかはよろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

○湯澤委員

賛成です。

○つる副委員長

賛成です。

○鈴木（ひ）委員

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○吉田委員

品川・生活者ネットワークも、会計年度任用職員があまり広がるということについては、いかなものかと考えておりますが、今回の条例については、処遇としていい方向にいくと考えますので、賛成いたします。

○須貝委員

賛成します。

○せらく委員

賛成です。

○鈴木（真）委員長

それでは、これより第106号議案、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（真）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

人事課長は、ここでご退席いただきまして結構でございます。ありがとうございました。

3 報告事項

(4) 令和4年12月4日執行 品川区長・品川区議会議員補欠選挙結果について

○鈴木（真）委員長

次に、再び予定表3、報告事項を聴取いたします。

(4)令和4年12月4日執行、品川区長・品川区議会議員補欠選挙結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○鈴木選挙管理委員会事務局長

それでは、令和4年12月4日執行の選挙についてのご報告をいたします。令和4年12月4日執行、品川区長・品川区議会議員補欠選挙結果についてという資料をご覧ください。

まず1の再選挙の実施についてでございますが、任期満了に伴う区長選挙を10月2日に執行いたしました。全ての候補者が法定得票数、有効投票総数の4分の1を超えなかったため、当選人なしという結果となりました。その後、選挙の効力および当選の効力について、14日間の異議申出期間がありますが、異議申出がなかったため、公職選挙法の規定に基づきまして、12月4日に再選挙を執行することとなったものでございます。

なお、10月2日に執行の区長選挙におきまして、区議会議員の現職の方がそのまま立候補届出をいたしまして自動失職となりましたことにより、2名の欠員が生じておりましたので、12月4日の区長選挙に併せて区議会議員の補欠選挙も行ったものでございます。

2の品川区長選挙の結果でございます。

まず、投票結果でございますが、表の上段の左端、当日有権者数でございますが、33万771名で

した。下段の真ん中、投票者総数でございますが、10万7,311名で、その右、投票率でございますが、男が32.04%、女が32.82%で、全体としては32.44%という数字となっております。

次に、開票結果でございますが、記載のとおり、「当1」と書いてあります森沢きょうこ候補が、記載のとおり得票数で当選をしたということでございます。

なお、順位2位の石田ひでお候補と、6位の石田しんご候補につきましては、名字が同じでございますので、「石田」という記載のみの票については、それぞれの得票数に応じて按分をした結果、得票数に小数点以下の端数がついているものでございます。

参考までに、法定得票数でございますが、今回の選挙に関しては、2万6,374.75票となっております。

おめくりいただきまして、3の品川区議会議員補欠選挙でございます。

投票結果につきましては、上段左端の当日有権者数が33万771名。下段中央の投票者総数は10万7,285名、投票率としましては、男32.03%、女32.82%で、全体としては32.43%という結果となりました。

次に、開票結果でございますが、記載のとおり、順位1位と2位の沢田えみこ候補と、いながき孝子候補が当選をしております。

参考までに、区議会議員のほうの法定得票数は、有効投票総数を定数40で割ったものの4分の1となりますので、633.100票となりまして、法定得票数に達しない候補者はおりませんでした。

3ページをご覧ください。12月4日の選挙の、区長選挙のほうの年代別の投票率を参考にご用意しました。

この年代別の投票率としては、10月の選挙、それから4年前の区長選挙に関しても、ほぼ同様の傾向がございます。18歳、19歳に関しましては、25%程度ということで、比較的投票できるようになってから最初のうちは一定程度投票に行かれるのですが、その次の20代、20歳から24歳、25歳から29歳辺りが一番投票率が低いというのがこれまでの傾向でございます。その後、20歳後半から30歳と年代が上がるにつれまして、投票率が少しずつ上昇するという傾向もこれまでと同様のものでもございました。

○鈴木（真）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○吉田委員

いつも品川・生活者ネットワークでも選挙のご報告の後、障害者の方たちからのご要望とか、そういうことをお伝えしてきたのですが、今回は、いいほうのご報告になるかなと思います。

コミュニケーションボードをきちんと出しておいてと、いつも言ってきましたが、全部を調べたわけではないのですが、今回は、私が行った投票所については、テーブルの上に置いてありましたので、どの辺まで活用されたかは分かりませんが、ようやくそういうことがきちんとされてよかったかなと思います。

それと、直前に双極性障害の方がお薬の副作用で手が震えて字が書けないのだと、そういうことも補助してもらえのだろうかというお問合せがあったので、選挙管理委員会のほうに問い合わせして、そういう人は受付で「代理投票をお願いします」と申し出てくれれば、きちんとサポートしますということで、そのとおりにお伝えしたところ、きちんとサポートしていただいて投票できましたというご報告が

来ました。やはりそういう方たちの要望が1つずつ実現していくことが投票率アップにもつながるかと思っています。直前の広報しながらで、そういう案内もあるということなのですけれども、できたらいろいろな機会、そういうふうに投票が難しいと思っている方も、こういうサポートがつきますからということ、選挙の直前だけではなく、いろいろな機会にお知らせしていただけたらいいかなと思います。

本当によかったと思います。前のときは高齢者が、お嬢さんと一緒に行ったら、お嬢さんのほうは止められてしまって、かといってサポートがついてくれるわけでもなくというお怒りのことを伝えたのですけれども、そういうことが今後はないように、ぜひ進めていただきたいと思います。

それで、1つ、私の苦手な分野の質問をしなければいけなくて、これもお問合せがあつて。最近、インターネットや何かでの選挙活動が許されているところがあります。その辺の有料のインターネット広告については、こういうときは使ってもいい、これ以後は駄目だというルールがあるようなのですけれども、それについて、この辺まではいいのだろうか、どうなのだろうか、問い合わせてみてほしいと言われたのですけれども、それは警察のほうなのか、それとも選挙管理委員会のほうにルールとしてはお問い合わせしていいものなのか、一旦教えていただけますか。ここで選挙管理委員会ではないということであれば、別のところに問い合わせなければいけないと思うのですけれども、その辺について教えてください。

○鈴木選挙管理委員会事務局長

ご質問のインターネットによる選挙運動でございますが、公職選挙法の改正により認められるようになったものでございます。

ご指摘の有料広告の禁止でございますが、これは選挙運動期間中に、分かりやすく言うと、バナーといひまして、サイトでクリックすると関連サイトに飛ぶというものを有料広告として出す方法があるのですが、そこに候補者が選挙運動として名前を出したり、それを利用することには規制があります。ただ、政治団体の政治活動については、選挙運動に当たる内容がない限り、この規制の対象外ということでございます。

それと、警察との関係でございますが、選挙管理委員会は、公職選挙法による規制の内容についてはご説明をしたり、ご注意をしたりしますが、実際に何か案件があった場合の適法かどうかの判断や、その取締りは警察というふうに役割が分かれているものでございます。

ですので、まずは一義的に内容が適切かどうか確認したい場合は、選挙管理委員会のほうにお問い合わせいただければ、具体的な内容について、確認がとれる範囲でございますが、お答えはできるかと思います。

○吉田委員

では、政治団体のものはよいというところが、これは政治団体のものに当たるのか、選挙運動に当たるのかというのは、これで大丈夫かみたいなものも選挙管理委員会の判断ということなのではないでしょうか。その確認と、それから、選挙期間中は、今回で言うと、11月27日が告示日なので、12月4日が投票日だから、3日まではよいということで、3日のどういう、インターネット広告とかだと、時間で止めたりもできるのではないですか。その告示日というのは、今回で言えば、11月27日の午前0時で区切れるものなのではないでしょうか。

それまでのアナログの運動だと、大体ざくっと前日までということで判断もできたのですけれども、インターネットとなると、時間でできてしまうわけではないですか。その夜中の12時で終わるのか、それとも告示というのは届出が済むまでは大丈夫とか、何かそういうルールが既にあるのか、まだない

から、その辺は曖昧なのか、その辺を教えてください。

○鈴木選挙管理委員会事務局長

まず1点目の有料広告の内容が選挙運動の規制に当たるものかどうかという判断でございますが、まずは1つ、期間の区切りで見るとありまして、ご指摘にあった11月27日、告示日以前であれば、それは選挙運動には当たらないのであれば、事前運動ということで抵触してきます。

それから、選挙運動期間中になりましたら、今度は、候補者は、先ほど申し上げたように、有料広告を使えませんので、そこは今度は違反になってくるということです。

それから、政治団体の活動かどうかというところは、基本的には候補者の氏名を書いたり、類推事項は一切規制がかかってしまいますので、バナーの表現の文字などを見て判断できるのはその辺りかとは思っています。

あともう1つは、リンクで飛んだ先のサイトの内容が、候補者個人なのか、政治団体なのかということと、その内容を主な判断の材料とするというふうに考えております。

それから、選挙運動期間についてのお尋ねですが、インターネットの場合は、ご指摘のとおり、当該日にちの午前0時をもって始まり、終わるのかというようなご質問だと思うのですが、まずは、選挙運動自体は立候補届出を受理されてからでないといけませんので、日にちとしては、11月27日が告示日、届出日ではございますが、届出を終わらない限りは選挙運動はできません。

それから、終わりに関しては、12月3日の夜中の12時まででございますが、街頭演説などは20時までという規制があります。それから、インターネットの選挙運動に関しましては、基本的には夜中の12時までには選挙運動期間ですので更新ができます。ただし、12時を過ぎて、12月4日、投票日になりましたら、選挙運動は一切できません。ただし、更新はできませんが、前日までに選挙運動で使用したものをそのまま掲示しておくとか、放置しておくことは一応認められております。これは現実的に、やはり12時をもってぴったり全部解除して表示を消せるかどうかということをご考慮したのだと思われそうですが、規定上は、当日に関しては更新はできませんということをご注意申し上げているところでございます。

○吉田委員

告示日は、あくまで届出ができてからが違反なのか、違反ではないのかと分かれるということですね。届け出たと、時間で判断はできなくなってしまうとか、あくまで届出をするまでは、選挙期間前、届出をしてから選挙期間としての規制を受けるという判断なのですか。

例えば、インターネットの有料広告とかも、インターネットであるがゆえに、時間で区切ることも可能ではないですか。だから、その辺が今後は何かいろいろ出てくるのかなと思って。決して得意な分野ではないのですけれども、これからはやらないと無理ではないのかみたいなこともあるので、そのためにはルールがきちんとしていないと混乱状態なので、すみません、確認させてください。

○鈴木選挙管理委員会事務局長

選挙運動期間は、告示日、立候補届出日からなので、日にちとしては11月27日からになります。ただし、実際に選挙運動を行っているのは、立候補届出をした後ですので、具体的には、立候補予定者の方が届出に來まして、選挙長のほうで正式に受理した時間を届出書に記入しますので、その時間以降は、その候補者の選挙運動をしていい期間が始まるという考え方です。一律に11月27日の届出日の午前0時から選挙運動ができるというものではないとお考えいただければと思います。

○吉田委員

なるほど。

では、運動するほうとしては、届出書受理の書類を見て。

要は、一番は、やはりインターネットの広告についての判断が、いつから選挙運動をやっているのか、いつまでなら選挙運動をやっているのかということなのです。あくまでやはりその時間ということですか。インターネット広告とかで言えば。大枠で言えば、その判断でいいでしょうか。それがまず確認で、その時間というのは、例えば、始めるときについては、正式に受理された時間で判断しなさいということなのではないでしょうか。最後に、間違いのないように。

○鈴木選挙管理委員会事務局長

ご質問のとおり、開始をできる時間は、あくまで受理をされた時間になります。ですので、インターネットに関しましては、ほかのポスターをポスター掲示場に張ったり、街頭の演説などもそうなのですが、届出をした時間以降でない選挙運動ができないということですので、インターネットで選挙運動をすぐ始めたい場合には、届出の受理の時間が確定してからアップロード、ページが表示されるようにしていただかないと、選挙運動と同じ内容のものをそれ以前に掲示してしまうと、事前運動と判断される恐れがあります。

○鈴木（ひ）委員

選挙のときの候補者のポスターなのですが、告示になってからも剥がされないまま、そのままになっている。剥がすことをご存じないのかしらと思うぐらい、その候補者のポスターが張ったままということが毎回見られるのですけれども、そのポスターは、告示日に剥がさなくてはいけないということを指導していただく場面はどこかであるのでしょうか。ぜひ指導していただきたいと思っていますが、その点、いかがでしょうか。

○鈴木選挙管理委員会事務局長

ご質問の候補者ポスターというのは、選挙用のポスターではなくて、事前に張られる候補者のポスターということですのでよろしいですね。

そのポスターに関しては、何度か機会があるごとに説明、注意をしておりますが、まず最初は、やはり立候補予定者の説明会のときに、選挙運動の説明の中で、事前に張ったポスターに関しては、告示日のうちに、すぐ撤去をということでお願いをして説明しております。

それから、当然、告示日の立候補届出の際にも同じ話をさせていただくのと、あとは、実際には、かなりの枚数を張られていて、やはり剥がし漏れというのは現実には何件か出ております。それに関しては、大きく3つのパターンがありまして、1つは、区民の方とか、もしくはほかの陣営の方から、あそこにポスターが残っているよというような連絡をいただくケースと、それから、警察のほうも一応取締りといえますか、確認のために見て回っているのと、それから、選挙管理委員会事務局のほうでも職員が随時、常にではないのですが、見回ったりして、もし剥がし漏れがあった場合には、当該候補者の事務所に連絡をして、至急剥がしていただくようにという指導はしているところでございます。

警察と選挙管理委員会に関しては、どちらが先に見つけても、連絡を取り合って情報を共有するという形になっておりますので、どちらかの機関で見つかった限りは、速やかな撤去の連絡をしているというのが現状でございます。

○鈴木（ひ）委員

そういうポスターは、剥がし漏れという感じではないぐらいの、かなり張られているなというものが毎回見られることがあるので、今でもそういう形で指導されているということなので、改めて強調して

いただいて。そういうことがずっと続くと不公平にもなっていきますし、ぜひこれからも強力に言っていただけたらと思います。

○湯澤委員

再選挙について、全国でも本当に稀な7例目となる首長選挙の再選挙が行われたと認識しております。これは公職選挙法で決まっていることですので、執行されたことについてはもちろん当然のことだとは思っているのですが、ただ、大変珍しい選挙でありますので、私自身も1回目の選挙で、これで確定なのだなと思ったぐらいでありました。

そういった中で、公職選挙法で定められているので仕方ないと思うのですが、1回目の首長選挙で決まらない場合には、再選挙となると、改めてどなたが出てよいというふうになると思います。そうすると、今回、6人が、ちょっとメンバーは代わりましたけれども、また6人出る。それによって、区民の中からは、また再選挙になってしまうのではないかと、そういったお声もありましたし、これが7人、8人になったという可能性も出てくるかとは思っています。これは、何度も申し上げて、仕方ないことというか、公職選挙法で決まっていることなので仕方ないと思うのですが、1億8,000万円ぐらいなのではないでしょうか、選挙にはそのぐらいのお金がかかってくるので、そういった税金を使うということに関しては、区民の皆さんも、再選挙は区長を決めるということであれば、もちろん仕方ないことなのだけれども、同じ選挙で何度も多額のお金を使っていくということに対して、やはり少し不満を持っていらっしゃるという方がかなりいらっしゃると思います。

そういった中で、区でどうこうできるということはあまりないと思うのですが、総務省になるのか。例えば上位3名とか、決選投票とか、そういったような形でやれば、もちろん4人以上いなければ法定得票数は必ずとれるわけであって、そういったことは区としてはどのようにお考えになっていて、そういった行動を、もしとられていることがあれば教えていただきたいと思っております。

○鈴木選挙管理委員会事務局長

ご指摘のとおり、再選挙以降も、候補者が多い場合には再々選挙の可能性はありまして、公職選挙法の規定では、法定得票数を超えた当選者がいない限りは、何回でもやるということで、回数の制限もございません。実は、昭和21年から昭和27年までは、日本の公職選挙法の選挙でも、決選投票という制度がございました。当時は、有効投票数が最初は8分の5という高い水準だったことから、かなり再選挙の数が多かったということがありまして、決選投票という制度が昭和21年に導入されたのですが、結局、例えば1回目の選挙のトップの得票数の方が2回目で当選されるケースが多いとか、それから、候補者に関しても、人数が大きく変わったりしないケースもあるということで、決選投票制度自体、効果がどうなのかという議論もありまして、そこで決選投票制度を廃止する代わりに、法定得票数を現在の4分の1に下げたという経緯がございます。その後、今度は、ご存じのように、今まで品川区以外に6例、首長の再選挙がございましたが、その都度、何らかの対策をという検討はされておりましたが、今まで6例とも全て再選挙は1回で終わったことから、具体的な見直しには入っていないというのが今までの経過でございます。

品川区選挙管理委員会といたしましては、1つは、ご指摘のように、公職選挙法の規定に基づいて執行せざるを得ませんので、直接区のほうで何か対応できることはないのですが、特別区の選挙管理委員会の委員長会、局長会などでは、情報を共有したり、それから、都を通じて国への意見を出したりということは現在もやっているところでございます。

○湯澤委員

ぜひそういったところを活用しながら、やはり7例しかないというところで、しかも当該区になったというところで、ぜひしっかりと声を上げていって、再々選挙とか、そういうことにならないような工夫をして進んでいくかなというふうに思います。よろしくお聞きしたいと思います。

あともう1つ、ちょっと細かいことなのですが、選挙公報なのですが、選挙公報の各期日前投票所への地図なども記載されていると思うのですが、あの地図は、どのタイミングで作られているのかということをお聞きしたくて。といいますのは、今回、再選挙のときだったと思うのですが、記載があった中で、荏原第二地域センターへの地図に関して、紳士服の店舗の記載があった。それが変わったというところで、長く住んでいる方は分かっているというようなことがあったのですが、やはり新しい方、あまり地域を分かっている方、その地図を見て、こう行けばいいのかなどというふうになると思うのですが、ちょっと記載が違ったところがあったので、どういったタイミングでやっているのか、お聞きしたいと思います。

○鈴木選挙管理委員会事務局長

ご指摘のあった荏原第二地域センターのそばの民間施設でございますが、同様のご意見はやはり区民の方からもいただいております。入場整理券にも同じ地図を使ったりしているのですが、基本的には、その都度、更新はかけているのですが、区の施設については、当然、情報は把握しているのですが、民間の事業所に関しては、報告を必ずいただけるものではないので、今回、申し訳ありませんでしたが、修正が間に合わないとか、反映されていなかったということです。その都度、情報をいただいたり、気づいたところは、次の選挙では更新をかけるという形でやっているところでございます。

○湯澤委員

期間も短かったというところで、なかなか大変だったと思うのですが、ランドマーク的に記載をされている大きな施設とかに関しては、今後も注意をしながら記載をしていただければと思います。

○大倉委員

投票率についてなのですが、今回、戦後7例目、東京都としても初めての再選挙ということで、各種メディア等でも報道がされたり、私から見ても、品川区がということで注目がされたのかなとは思っておりましたが、実際に蓋を開けてみると、前回は35%ちょっとで、今回は32%ちょっとということで、3ポイントぐらい下がっているというところで、選挙管理委員会として、この投票率をどういうふうに分析するかということをお教えいただければと思います。

本当は、今もお話があったように、再々選挙、再々々選挙みたいな形になることも考えると、多くの人が、できるだけ民意を反映した区長を選んでいただくということがすごく大事なかと思っておりましたし、投票率が上がる期待もしながら、私も区長について、ぜひ投票へ行ってくださいというようなお声がけはしました。ただやっぱり、実際は下がっていたというところなんです。期日前投票のアトレ大井町も、今回は残念ながらできなかったというところでもあると思いますし、投票所が1か所、期日前を含めて減ったりとか、そういうところもあるのかなとも思いましたが、その辺も含めて分析をお教えいただければと思います。

○鈴木選挙管理委員会事務局長

区長選挙に関しての投票率でございますが、ご指摘のとおり、10月に比べますと、2.78ポイント、約3ポイント低下をしたところなんです。ただ、4年前やその前と比べますと、実は12月の32%のほうで、歴代の選挙の投票率には近いということで、そこから見ると、10月の選挙が、今までと大きく違うのは、現職の区長が立候補しないというところで、そこである程度、関心を持った有権者の方が

増えて、投票率が若干上がったのかなというのが推測できるところでございます。

それから、再選挙の際には、今まで過去の例も、やはりどうしても投票率は下がる傾向にございます。そういう意味では、選挙管理委員会としては、30%程度まで落ちる可能性もあったので、そこは懸念をしていたのですが、約3ポイントの低下で済んだというところでございまして、あとは、再選挙をするかどうかと、投票率は実は直接は影響がなくて、投票率が上がっても下がっても、有効投票総数の4分の1なので、再選挙の可能性とは関わりがないところなのです。ですので、委員ご指摘のように、取りあえず再選挙があるかないかではなくて、重要な首長を選ぶ選挙ということで、2回目だからと言わずに、棄権しないで多くの方に行っていただきたいというのが選挙管理委員会としての考えで、そういう意味では、啓発のときにも、再選挙の簡単な説明は入れましたが、区長を選ぶ大事な選挙なので、ぜひ投票にというような呼びかけをしたところでございます。

○大倉委員

確かに過去を見ても、大体同じ傾向があるというのは認識しているところです。

今回、先ほどのお話の中でも、30%を切らないようにというお話もありましたけれども、そういうところで言うと、広報の仕方とか、何か工夫をされて、そこまでの危惧をとどめて、3%ぐらいで収まったとかというようなことが何かあるのかどうか。それは周知がうまくいって32%、30%を切らないところでとどまったのか、それとも、ある程度、皆さんに意識を持ってもらって32%でとどまったのかとか、その辺、かなり分析としては難しいなとも思っているのですが、その辺、周知に向けて何か工夫があれば教えてください。

○鈴木選挙管理委員会事務局長

再選挙に関しましては、10月の選挙執行が終わってから、準備期間が2か月不足ということで、やはり何か新たな対策を講じるという余裕は、正直に言ってなかったのですが、ただ、10月から継続してやったことに、1つは、シナモロールを使って少しでも関心を持っていただくということで、特にシナモロールに関しては、小さいお子さんを育てているファミリー層だとか、若い方に注目してもらえることがありますので、区の広報紙だけではなくて、ホームページや、それからSNSを使って、何度かお知らせしたり、それから、ケーブルテレビ品川でも、選挙のPRの画面をつくっていただいて流したりということで、限られた期間の中で、できるだけ投票率を上げて、投票に来ていただくような努力は一応できる限りしたということです。ただ、それだけで投票率の低下幅が抑えられたかどうかというのは、ちょっと分析はできないということと、それから、先ほど申し上げた30%を切るのではという懸念も、あくまで今までの傾向を見て、一番悪いとそれぐらいもあり得るということで、そこにはかないようにという目安でございまして、その30%という数字にも根拠があるわけではございませんが、選挙管理委員会としては、少しでも多くの方に投票に行ってください、選挙に参加していただくというふうに考えて啓発に取り組んでいるところでございます。

○大倉委員

分析については分かりました。

投票率を上げるというところで、いろいろ工夫をされて、シナモロールも新しいデザインでということも事前に広報しながらやられているので、地域の人たちからも、「あっ、また新しくなるんだ、今度はこちらでみよう」とかというお話も聞いていたので、それはそれで非常に工夫されてやられているなということは思っています。

先ほどの有料広告の件に併せて、似ているのかと思って、今、ふと思ったので、ここで伺えればと

思ったのですが、選挙管理委員会のほうで区長選挙をしていますみたいな、そういう有料広告を使った周知とかというのは可能なのですか。例えば、広報紙の流用とかではなく、単純に選挙管理委員会として、現在、品川区長選挙が行われていますのでみたいなものは、やられているのかどうか、ちょっと見たこともなかったので分からないのですけれども、やっているのかどうかと、そういうものが可能なのかどうか。今後そういう検討も、それこそ若い方というところかというと、Y o u T u b eとか、そういった媒体を見ている方が多いのかなと。ほかの先ほどのお話でいうと、そういうことをやられた候補者もいるということで伺っていて、そのときに効果があったような話もちらっと伺ったのですが、そういうものも併せて、そういったところについて教えていただければと思います。

○鈴木選挙管理委員会事務局長

まず、区の選挙管理委員会として、有料広告等の媒体を使って啓発をすることは、特に規制はないかと思えます。

ただ、区の選挙という意味では、インターネットでの有料広告は、対象が全世界、ウェブでつながっているところ全てとなるのが基本的にはインターネットのフィールドでございますので、品川区民に向けてという啓発の仕方は、ちょっと工夫をしないと、一般の有料広告では、費用対効果の点で少し疑問があるかなということが1つあります。

あとは、現時点では、インターネットで誰でも世界中でどこでも見られるものよりは、区民の方向けのSNS、LINEであったり、Twitterであったりというほうが確実に区民の方に届くという意味では、適しているかというふうに考えているところでございます。

○大倉委員

分かりました。私の認識だと、ある程度、例えばFacebook等のSNSの有料広告でも、YouTube等の有料広告でも、ある程度、地域を限定して発信ができるような認識を持っています。ここは確かに分からないところもあるのですが、地域をある程度、品川区内とかというふうに絞れるようであれば、そういったことも含めて考えていただければなと思いました。

○鈴木選挙管理委員会事務局長

FacebookやYouTubeで対象者を限定、例えば住んでいるところというのは、最近可能になったのは私も知っております。ただ、区で独自にFacebookやYouTubeチャンネルを持っていて使っているということがありますので、その辺をどう組み合わせるかとか、どちらのほうが効果的かということは、ちょっと検討してみたいと思います。

もし委員のご指摘のように、有効な手法であれば、今までやっていないものも取り入れて、少しでも多くの方に選挙に参加していただくように努めたいと思います。

○大倉委員

私も分からないところがあったので、いろいろ工夫して調べていただければ。

人によっては、YouTubeで出てくると、有料広告は邪魔だからという意見もあるので、そういうこともいろいろご考慮いただいて、できるだけいろいろな方の目に触れるようにしていただければなと思えます。よろしく申し上げます。

○鈴木（真）委員長

ほかはよろしいでしょうか。

○つる副委員長

先ほど、いわゆる政治活動用ポスターというか、どちらがいわゆるか分からないけれども、ポスター

の質疑がありました。よく毎回、各級の選挙のときに、地域の方から、よく問い合わせで受ける中の1つが、先ほど質疑のあった政治活動用ポスターがまだ張ってあるとか、ここはいいのですかとか、正に先ほど鈴木ひろ子委員に指摘していただいたように、やっぱりルールに則って公平というところはすごく大事だなという思いで、先ほど、ご指摘されていたとおりにかなと思います。これまでも忙しいのに対応いただいているかと思うのですけれども、そこはしっかりと。

あとは、景観の部分です。しっかりそういうことが整理されていくといいのかなと思いますし、こちら（委員席）側に座っているそれぞれの我々がしっかりと律していかなければいけないということもあるのかもしれませんが。

1つよく問合せがあるのが、告示前のたすきなのです。最近をよくトレンドで、「本人」とか、「夫です」とか、「妻です」とか、「祖父です」、「祖母です」とか、何かよく分からないけれども、そういう類似のものがある、そのたすきで名前があるものを告示前につけて政治活動、演説会などをやっているケースがあるのだということで問合せをいただくのです。それをそのまま選挙管理委員会や警察のほうにもお伝えをさせていただくというケースは多々あるのです。

常に確認はいろいろなところでされていると思うのですけれども、まず、告示前の政治活動における名前が入ったたすきについて、いわゆる選挙告示後に使う同様のたすき、これについては、法律上どうなっているのか、改めて教えてください。

○鈴木選挙管理委員会事務局長

選挙期間前の政治活動に関してのたすきの着用でございますが、一般的な政治活動は、選挙期間前であれば、文書図画についてのたすきに関する規制は特にございませぬ。ですので、純粋な政治活動で誰かがたすきをかけること自体は何の規制もないのですが、ただ、そこに、例えば立候補する予定の方のお名前が入っている場合、実はこの間も実例があったのですが、政治活動の一環で行う弁士として呼ばれたときに、弁士を表すもの、弁士の名前を記載したものであるということで着用した場合には、現実問題、どこまで警察がどう判断するかということはあるのですが、公職選挙法上は、政治活動でのたすきの着用なり、そこへの氏名の掲示自体は規制がないので、そのことをもって違法だという判断はすぐできないというのが、公職選挙法の範囲で選挙管理委員会でも申し上げられることとなります。

ただし、時期だとか、それから、形態、街頭で不特定多数の人にやるのかとか、弁士の紹介の内容から総合的に判断して、警察のほうで、それが違法なのかどうなのかというような判断をするところなので、残念ながら選挙管理委員会では、あまり極端な例であれば、それは違法の恐れが強いというところまでは申し上げられるのですが、違法かどうかの判断は、選挙管理委員会からはちょっと申し上げられないというのが実情です。

ただ、実際にこの間もそういうお問合せをいただいたときには、その当該の団体には、そういう指摘があって、違法と判断される恐れもあるので、できるだけほかの方法にするなり、ご注意くださいという注意喚起までは選管でもできますので、そこまでは対応して、併せて、警察には、こういう事例があって、場合によっては警察にも通報なり情報がいくかもしれないという情報共有はしているというところがございます。

○つる副委員長

選挙管理委員会という立ち位置では、今みたいなご答弁ののかなとなっていくと、当然、先ほども申し上げたとおり、選挙管理委員会だったり、警察だったりにお伝えはさせていただくことはよくあって。一方で、一般論なのでしょうけれども、法律上そうあってという理解の中であるから、最近、

トレンドのように、「本人」とか、「妻」とか、「夫」とか、「おじいちゃんです」、「おばあちゃんです」というようなたすきが出てきているのだろうなど。そのようなことだったら、今みたいな名札的な、弁士の名前を表すものだということがまかり通るのだったら、「夫です」とか、「妻です」などというたすきをわざわざ作らずとも、通年通してやれてしまうことなのかなということ。そこのところの判断は、当然、警察であったり、それが裁判になれば裁判所の判断、こういうようなことになってくると思うのです。これがいろいろなことが細かい部分で指摘される公職選挙法のグレーだったり、黒だったり、オフホワイトだったりと表現されるようなところの部分の1つなのかなと思うわけでありませう。

ただ一方で、一般論ですけれども、大勢を占めて、ほぼ候補の方が名前を記載したものを告示前に使うということが大勢の中でないという中であって、一定程度、そうした方々の中で名前を記載したものをを使うということは、やはりこれは大局的に見ても、これは法律上、やはり黒であるから、皆さんがそういう二の手、三の手の工夫をしてくるのだろうなというところでは、これはこの場で可否は当然でできないわけであるとは思いますが、一応、念のため確認します。

ただ、そういう捉え方もあるのだというのは、理解をしてはいけないのだと思うのですが。先ほど、鈴木ひろ子委員が、ルールに則ってというふうにおっしゃっていた。これは非常に大事な質疑かなと思って伺っていたところなのですが、やはりそうしたところは、区議会議員選挙と、過日行われた区長選挙、そういうところにあっては、品川区の選挙管理委員会として、区民の方からそういう問合せがあったときには、厳正な、迅速な対処、対応を引き続き、ここはお願いしたいというふうに思いますし、グレーやオフホワイトのようなところについては、これは法律解釈の部分で、国会の場でしっかりと整理されていく、こういうことが大事なのかと、ちょっと感想です。

最後に、今、ご答弁いただいた中で、「立候補をする予定」とされる人、これはどの程度の判断で予定という判断を見ればいいのでしょうか。「いやいやいや、出るかどうか分かりません。だから名前を堂々と使っています」ということが主張でまかり通るのか、その予定というのがどこまでの部分なのか。例えば政党等からの公認とかがもうあるとか、そういうものも1つの客観的な判断材料なのかもしれませんが、その予定候補、その辺の判断の可否はどういう部分でされるものなのか。

○鈴木選挙管理委員会事務局長

基本的には、ご指摘のように、例えば立候補の表明をされたり、それから、政党の公認をとられたりというのは、もう明らかでございますが、それ以外に、今までの実例で言いますと、例えば何か活動をしていた当日では分からなくても、その後、選挙に立候補するというような実績があった場合には、遑ってでも事前活動であったり、選挙運動違反という判断は下りることがありますので、あくまで対外的に、もしくは選挙管理委員会にそういう意思表示をしている場合はもちろんですが、それが無いからといって許されるものではないというのが現在の認識でございます。

○つる副委員長

特に私の部分では、たすきについて質疑させていただいたわけでありませうけれども、よく地域の方からも、やり得ではないかと言われるのです。各級選挙で毎回。そうすると、また各陣営とかで、あれは違反ではないか、これは違反ではないかと、恐らく地上戦、空中戦というような表現があるかもしれませんが、やり合っているのだと思うのです。そこはやはり有権者の方からすると、何が正しくて、何が正しくないのかという判断、これは非常に、正にグレーであり、オフホワイトだったりする。そこも、先ほど、投票率の質疑がございましたけれども、やはりこの辺りについても、区民の方が、こういうことは違反とされているのだよ、当然いろいろな機会を捉えて啓発をしているわけでありませうけれども、

こういう年末年始に、例えば議員という職責のある者が、年始の挨拶、はがき等はあれですよというようなことをチラシとかでやっていただいている、ああいうような形で、ぜひこれは明確に違反となるのだというような、これは法律の条文も含めた根拠、また絵柄とか、それこそ先ほどの動画ではないですけども、YouTubeだったり、TikTokだったり、何でもいいのですけれども、そういう世代の方たちが一目瞭然にそれが駄目だと分かるようなものとか、これはいいのだなというようなものが分かるような、そういったことをきちんとやっていただかないと、そういったところに労力を割っていくことが、果たして選挙活動とか、政治活動の中にあつていいのかなというところも感じる部分がございます。やはり先ほど、鈴木ひろ子委員に指摘していただきましたルールに基づいてやっていくということが、すごく大事かと思しますので、引き続き、こういったことについての強化も、この区議会議員補欠選挙の報告事項に関連して、ぜひお願いしたいと思います。

○鈴木（真）委員長

品川区長・品川区議会議員補欠選挙結果についてということなので、1点だけ確認をさせていただきます。今回、区議会議員が2名欠員ということで補欠選挙がありました。これは、4年後のことを考えたときに、区長選挙と同時に、もし欠員があつたとき、どこの段階で補欠選挙が発生するか発生しないかという判断は、今、答えられますか。

○鈴木選挙管理委員会事務局長

具体的に言いますと、4年後の区長選挙のときですが、そのときにはまた12月に選挙が想定されます。その場合には、基本的には、区議会議員選挙の任期満了から6か月以内に入っている場合には、補欠選挙は行わないという規定がございますので、区長選挙、区議会議員選挙、両方とも任期がずれない限りは、4年後以降は補欠選挙を併せて行うことはないというのが現時点での想定になります。

○鈴木（真）委員長

分かりました。ありがとうございます。

では、ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（真）委員長

ほかになければ、以上で本件を終了いたします。

(5) 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定について

○鈴木（真）委員長

次に、(5)衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○鈴木選挙管理委員会事務局長

それでは、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定についてご説明をいたします。お手元の資料をご覧ください。

小選挙区の選出議員の選挙区の改定につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律が令和4年11月28日に公布され、1カ月の周知期間を経過した12月28日から施行ということで改正されております。この施行の日以後に行われる衆議院議員の総選挙から適用されるということで、今回、品川区の選挙区について変更があつたので、ご報告をいたします。

まず、1の概要でございますが、東京都の選挙区数自体は、全体で25から30へということで、5の

選挙区が増え、また選挙区の区域が一部変更となるものでございます。

品川区につきましては、前回の改正で東京都3区と東京都7区に分区をされてしまいました。ただ、今回の改定で、また分区が解消されまして、品川区内全域が東京都3区と1つの選挙区にまた戻ったということでございます。

中段の表にございますように、今回の改正で、東京都7区から東京都3区に変更、戻ったエリアでございますが、第三日野小学校の第10投票区、第一日野小学校の第11投票区、第四日野小学校の第12投票区、シティコート目黒の第13投票区、この4投票区が分区されていたものが、東京都3区にまた編入されるという形になります。

2の新しく決まりました東京都3区の区域ですが、品川区全体と、それから島しょ、資料に記載の各島の町、村でございますが、これらが1つの3区という選挙区になります。

今回の改正で一番較差の大きい鳥取2区と比べた場合に、改正前が2.054倍だったものが1.587倍と較差が改善されるものでございます。

3の周知の方法でございますが、各地区、特に該当する投票区の町会長会議などで時間をいただきまして説明をいたします。国のほうから詳細の資料が来るのが年明けになりますので、現在、地域活動課と調整をしておりますが、2月初旬に時間をいただいて、詳しい説明をして回るという予定で準備をしているところでございます。

そのほか、広報しながわ2月21日号や、ホームページ、ふれあい掲示板などを使いまして、区民の方々にお知らせをしていきたいと考えております。

なお、資料2枚目に改定前と改定後の選挙区の図を表示してございます。これは国の総務省のホームページにも掲載されているものでございますが、参考のためにあとでご覧いただければと思います。

○鈴木（真）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

ご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

4 その他

○鈴木（真）委員長

次に、予定表4のその他を議題に供します。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（真）委員長

ないようでございますので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会でございます。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午後2時05分閉会